

慶應義塾  
理財學士

森

弘元著

勞働保險論

全

東京 有斐閣書房

336  
61

慶應義塾  
理財學士  
森弘元著

# 勞働保險論

全

東京  
有斐閣書



明治  
44.10.9  
丙寅

## 緒言

近時我國の商工業は自由競争の軌道に沿ひ資本凝集の風潮に乘し併せて戦捷の餘力に促かされて駸々乎として長足の進歩發達を爲し國富の増進誠に著しきものあるに至りたるは吾人の大いに慶賀せざる可からざる所なり。然れども之れか爲めに其の裏面に於て貧富の懸隔は益々其の度を高め随つて社會の調和次第に破れんとするの凶兆を呈するに至れり。余輩思ふて茲に至る毎に未だ嘗つて悚然たらずんはあらざるなり。今にして之れか救濟の策を講せずんは後日臍を噬むも夫れ

或は及ふこと無けむ。然るに朝野の學者經世家にして斯かる社會的疾患の其の裏面に胚胎しつゝあるを認め、て雨前綢繆の急務を論するもの寥々として晨星の如し。豈に慨くに堪ゆ可けんや。

方今歐洲諸國にありては貧富の懸隔を調和し社會的疾患を防壓する方法として労働保險の制度が有力なる社會改良策として社會上經濟上最重要の地位を占め居れるを見る。而して我國に於ては歐洲諸國と其の國體民情の自から異なるものあるを以て之れか救濟の策につきては稍や其の緩急の度相同しからざるものあるへしと雖とも我國に於ても亦労働保險の制度が近き

將來に於て有力なる社會改良策の一として社會上經濟上最重要の地位を占むるに至るへきは余輩の深く信して疑はざる所なり。

然れとも労働保險の制度は其の影響する所頗る大なるを以て之れか制定に當りては汎く各國の事例に鑑み深く我が國情の真相を究め短を捨て長を採り能く時勢の要求に應じて寛嚴其の度を誤らざらんことを期せざる可からず。従つて我國社會改良に意を注ぐものは今の時に當りて先づ労働保險に關する一般の智識を涵養し漸次之れか實行を計畫し社會改良の効果を收むることに努めざる可からず。然るに現今我國に於て未だ本

四  
問題研究に資すへき良参考書の甚た寥々たることは余輩の常に竊かに憾みとする所なり。是に於てか謙劣自から揣らす敢て一書を上梓して以て莽鹵の罪を待つに至りたる次第なり。區々たる一小冊子固より未だ本問題の蘊奥を盡すに足らず加ふるに淺學不肖俗事多端の際に推敲の筆を取りしものなれば研鑽の熟せざる推敲の足らざる或は杜撰の譏りを免れざる可しと雖とも儻し些少にても世に裨益することを得は眞に望外の幸なり。倘し夫れ本書の不備缺點に至りては幸に大方識者の示教と予か向後の研究とにより異日更らに増補訂正を行ひ以て完璧を期す。大方讀者幸に之れを諒せよ。

明治四十四年九月上浣

六郷寓居に於て

著 者 識

# 労働保険論目次

## 第一章 労働保険に關する概念……………一

### ✓ 第一節 労働保険の性質並目的……………一

労働保険の定義——労働保険の特徴——労働保険の成立要件——労働者救護の積極的方法としての貯金制と保険制——其の優劣——シエンベルヒ教授の説——労働保険の一般社會に及ぼす利益

### し 第二節 労働保険の起源及發達……………二四

労働保険の起源——職人共済組合——任意的労働保険の發達——英吉利に於ける任意的労働保険の發達——佛蘭西に於ける任意的労働保険の發達——強制的労働保険の發達——獨逸に於ける強制的労働保険の發達——奧太利其他の自餘の諸國に於ける強制的労働保険の發達

### ✓ 第三節 労働保険の必要……………三三

十九世紀に於て起りたる産業革命の影響——工場工業の發達と工場生活に伴ふ危険

の増加——工場生活に伴ふ傷害——工場生活に伴ふ疾病——工場生活に伴ふ老衰  
疾——工場生活に伴ふ職業喪失——危険極まる工場生活を送るの結果——労働者救  
済の方法——任意的自助法——強制貯金制——工業主の慈善的救済法——労働保険  
制——労働保険の必要なる所以

第四節 労働保険の種類……………六二

傷害保険——疾病保険——老衰保険——失業保険——フリーソボウイツチ氏の分類法  
——ブレンタノ氏の分類法

第二章 労働保険の組織經營論……………七〇

第一節 労働保険の組織……………七〇

公營保險——私營保險——公營保險の種類——(一)官營保險——(二)狭義に於ける  
公營保險——私營保險の種類——(一)營利保險——(二)單獨保險——(三)相互保險  
——營利保險の労働保険の組織として不適當なる所以——單獨保險の労働保険の組  
織として不適當なる所以——相互保險の労働保険の組織として適當なる所以——公  
營保險と相互保險との優劣——ホブソン氏の説

第二節 労働保険の經營主義……………八〇

労働保険經營の二主義——強制保險の主義——任意保險の主義——兩主義の性質——

——強制保險と任意保險との優劣——強制主義の論者の主張する要點——任意主義の  
論者の主張する要點——兩説に對する批評——伊太利に於ける實驗——斷案

第三節 保險費用の負擔問題……………九七

工業主をして保險費用を負擔せしむる理由——國家をして保險費用を負擔せしむる  
理由——(一)社會政策上の理由——(二)財政上の理由

第四節 保險適用の範圍……………一〇七

保險適用の範圍を決定する標準——第一の方法——第二の方法——第三の方法——  
斷案

第五節 救済の範圍……………一二二

救済の條件——傷害保險に於ける救済條件——疾病保險に於ける救済條件——老衰  
保險に於ける救済條件——失業保險に於ける救済條件——救済の方法——救済方法  
の種類——一時金制——年金制(定期金制)——一時金制と年金制の優劣——救済の  
程度——傷害保險に於ける救済の程度——疾病保險に於ける救済の程度——老衰保  
險に於ける救済の程度——失業保險に於ける救済の程度

第三章 傷害保險論……………一三二

第一節 總論……………一三二

傷害保險の性質—傷害保險發達の原因—業務上の傷害と民法の規定—「ザツヘ」博士の説—傷害賠償法の發現と其の結果—労働保險制度の發現—傷害保險の種類

第二節 獨逸に於ける傷害保險制度……………一四五

傷害保險制度の沿革—傷害保險適用の範圍—傷害保險の組織—(一)傷害保險組合—(二)聯邦保險局及び帝國保險局—(三)調停裁判所—救済の手續—救済の範圍—救済補喪失の場合—保險費用の負擔—成績

第三節 奧太利に於ける傷害保險制度……………一六一

傷害保險制度の沿革—傷害保險適用の範圍—傷害保險の組織—救済の範圍—保險費用の負擔—成績

第四節 伊太利に於ける傷害保險制度……………一六九

傷害保險制度の沿革—一千八百八十三年以後—一千八百九十八年三月に至る迄の任意保險制度—國立傷害保險銀行の設立—國立傷害保險銀行の組織—救済の範圍—保險料の負擔—任意的傷害保險銀行の結果—強制的傷害保險制度の設立—保險適用の範圍—傷害保險の組織—救済の範圍—成績

第五節 佛蘭西に於ける傷害保險制度……………一七八

傷害保險の組織—傷害保險制度の沿革—國立傷害保險銀行の設立—保險適用の範圍及び保險料の負擔—救済の範圍—成績

第四章 疾病保險論……………一八四

第一節 總論……………一八四

疾病保險の性質—疾病保險の沿革—疾病保險の古くより發達せる所以—疾病保險に關する現今の問題—疾病保險の種類

第二節 獨逸に於ける疾病保險制度……………一八八

疾病保險の沿革—疾病保險適用の範圍—疾病保險の組織—疾病保險組合の種類—疾病保險組合の機關—保險費用の負擔—保險加入金—救済の範圍—救済權喪失の場合—成績

第三節 奧太利に於ける疾病保險制度……………二〇九

疾病保險の沿革—疾病保險適用の範圍—疾病保險の組織—疾病保險組合の種類—疾病保險組合の機關—保險費用の負擔—救済の範圍—成績



第四節 英吉利に於ける疾病保險制度……二二四

疾病保險としての共濟組合——共濟組合の沿革——登記共濟組合の特權及び義務——共濟組合の組織——共濟組合の種類——共濟組合の機關——保險適用の範圍——救濟の範圍——保險料の負擔——成績——現今に於ける疾病保險問題——ロイドヤヨージ氏の國民保險法案——其の内容——保險適用の範圍——保險料の負擔額の決定及び支拂の方法——救濟の範圍

第五節 佛蘭西に於ける疾病保險制度……二三四

疾病保險としての相互救濟組合——相互救濟組合の沿革——救濟の範圍——保險料の負擔——組合基金——成績

第五章 老廢保險論……二四二

第一節 總論……二四二

老廢保險の性質——老廢保險の普及せられざる所以——老廢保險の種類

第二節 獨逸に於ける老廢保險制度……二四八

老廢保險の沿革——老廢保險適用の範圍——老廢保險の組織——老廢保險の機關——老廢保險組合の資産管理の方法——救濟の範圍——救濟金支拂方法——保險料の

負擔——保險料拂込方法——保險料の拂戻——成績

第三節 佛蘭西に於ける老廢保險制度……二六九

老廢保險の組織——官營老廢保險の沿革——一千八百五十年に設立せられたる國立養老年金保險局——コンスタンヌ氏の改正法案——コンスタンヌ氏法案實施上の結果——一千九百〇五年及び一千九百〇六年の改正國立養老年金保險局の制度——(一)組織——(二)救濟の範圍——(三)保險料の負擔——(四)保險適用の範圍——現行制度——保險適用の範圍——救濟の範圍——保險料の負擔

第四節 伊太利に於ける老廢保險制度……二八二

老廢保險の組織——老廢保險の沿革——國立老廢保險銀行の設立——國立老廢保險銀行の組織——救濟の範圍——成績

第五節 白耳義に於ける老廢保險制度……二八九

老廢保險の沿革——保險適用の範圍——保險料の負擔——養老年金局の組織——救濟の範圍——成績

第六章 失職保險論……二九八

第一節 總論……二九八

失業保険の性質——失業保険經營の困難——失業保険に對する傾向——失業保險の種類

第二節 瑞西に於ける失業保險制度……………三〇四

第一項 總論……………三〇四

第二項 バーゼル市に於ける失業保險制度……………三〇五

失業保險の沿革——保險適用の範圍——救濟の範圍——救濟權喪失の場合——保險料の負擔——失業保險基金

第三項 サンガーレン市に於ける失業保險制度……………三二三

失業保險の組織——失業保險の沿革——保險適用の範圍——保險料の負擔——救濟の範圍——救濟權喪失の場合——保險基金の構成及び保管方法

第四項 ベルン市に於ける失業保險制度……………三二八

失業保險の沿革——失業保險の組織——保險料の負擔——救濟の範圍——失業救濟金受領者の義務——救濟權喪失の場合——保險基金の構成及び保管方法

第三節 獨逸に於ける失業保險制度……………三二三

總論——キヨルン市に於ける失業保險制度——組織——保險適用の範圍——保險加

入の時期——保險料の負擔——保險基金の構成——救濟の範圍——救濟權喪失の場合——失業救濟金受領者の義務——成績

第四節 英吉利に於ける失業保險制度……………三三〇

失業保險としての職工組合附屬保險所——職工組合附屬保險所の機關——保險適用の範圍——保險基金の組成及び管理方法——救濟の範圍——成績

第七章 我國に於ける勞働保險問題……………三三八

第一節 總論……………三三八

第二節 我國各種工場に行はれ居る勞働

者救濟制度……………三四〇

第一項 單獨救濟制度……………三四二

(一) 法令に基ける單獨救濟制度……………三四三

官役職工人夫扶助令——各廳技術工藝の者就業上死傷手當内規——砲兵工廠職工扶助令——海軍定期職工條例

(二) 法令に基かざる單獨救濟制度……………三四八

日本紡績株式會社職工救濟法——吉備紡績株式會社職工救濟法——攝津紡績株式會社職工救濟法——三重紡績津分工場職工救濟法——平野紡績株式會社職工救濟法——東京モスリン紡績株式會社職工救濟法——名古屋紡績株式會社職工救濟法——明治紡績株式會社職工救濟法——第一絹絲紡績株式會社職工救濟法——大阪紡績株式會社職工救濟法——泉州紡績株式會社職工救濟法——岡山紡績株式會社職工救濟法——尾張紡績株式會社職工救濟法——平安紡績株式會社職工救濟法——三重紡績株式會社職工救濟法——東京紡績株式會社職工救濟法——北海道製麻株式會社職工救濟法——株式會社川崎造船所職工救濟法——其の他の工場に於ける職工救濟法

第二項 相互救濟制度……………三五八

(一) 法令に基ける相互救濟制度……………三六二

我國に於ける主なる相互救濟組合——帝國鐵道院職員救濟組合——組織——組合員の種類——組合基金の構成及び保管方法——救濟の種類及び範圍——傷害救濟——死亡救濟——老衰救濟——救濟權喪失の場合——掛金拂戻——組合の機關

(二) 法令に基かざる相互救濟制度……………三七八

我國に於ける主なる相互救濟組合——鐘紡共濟組合——組織——組合員の種類——救濟の種類及び範圍——傷害救濟——疾病救濟死亡救濟——老衰及び規定の勤續年限に達したる場合に於ける救濟——救濟權喪失の場合——保險料拂戻——保險料の負擔——組合基金の構成及び保管——組合の機關——三菱造船所救護基金——組織——救濟の範圍

第三節 我國に於ける工場工業の發達と

勞働保險制度設置の必要……………三九六

我國に於て勞働保險制度設置の必要——工場工業發達の趨勢——舊幕時代に於ける産業狀態——維新の當初より今日に至る産業狀態——工場工業の發達と勞働者の地位——勞働者救濟に對する明治政府の政策——工場工業の發達に伴ふ勞働保險の必要——ウェンチン博士の説

第四節 我國に行ふべき勞働保險制度の

組織經營に關する方針……………四一七

勞働保險の種類——勞働保險の經營主義——勞働保險の組織——保險費用の負擔——保險適用の範圍——救濟の範圍

勞働保險論目次終

## 労働保険に關する参考書

### 一 理論に關するもの

1. Bielefeldt, A : Die deutsche Arbeiterversicherung als soziale Einrichtung. 1905.
2. Conrad : Handwörterbuch der Staatswissenschaften. 1 Band, Art. "Die Arbeiterversicherung." 1909.
3. Elsters : Wörterbuch der Volkswirtschaft. B'd 1, 2 Aufl., Art. "Arbeiterversicherung." 1906.
4. Heller, J : Der richtige Weg. Ein Beitrag zur Reform und zum Ausbau der Arbeiter Versicherung." 1906.
5. Jagnitz, F. von : Die Vereinheitlichung der Arbeiterversicherung und der III Internationale Arbeiterversicherungskongress. 1906.
6. Manes, A : Die Arbeiterversicherung. 1905.

7. Philippovich, E. von : Allgemeine Volkswirtschaftslehre § 136, Art. "Versicherung." 1899.
8. Schönberg, G. : Handbuch der Politischen Oekonomie. 2 Band 2, § 51-6, Art. "Die Arbeiterversicherung." 1896-98.
9. Van der Borgh : Grundzüge der Socialpolitik. 1904.
10. Derselbe : Die soziale Bedeutung der deutschen Arbeiterversicherung. 1898.
11. Wengler, A. : Archiv für Arbeiterversicherung. 1907.
12. Chapman, B. : Wages and Employment, ch. VI, Art. "Workmen's insurance and Pension." 1908.
13. Commons : Trade Unionism and Labour Problem, chs. XXVI-XXVII, 1905.
14. Dryden, J. F. : Industrial Insurance. 1906.
15. Lewis, F. W. : State Insurance. 1909.

16. Willoughby, W. F. : Workingmen's Insurance. 1898.
17. Artibal, Jean : L'assurance ouvrière à L'étranger. 1901.
18. Bellon, Maurice : Les lois d'assurance ouvrière à L'étranger. 1892-1906.  
 11 國 家 保 險 法 律 學 論 著
1. Bödiker, T. : Die Arbeiterversicherung in den Europäischen Staaten. 1895.
2. Conrad : Handwörterbuch der Staatswissenschaften. I Band Art. "Die Arbeiterversicherung in den einzelnen Staaten." 1909.
3. Goetze, E. Schindler : Jahrbuch der Arbeiterversicherung. 1906.
4. Hasbach, Wilhelm : Das Englische Arbeiterversicherungswesen. 1883.
5. Reiss, Clemens : Die Arbeiterversicherung im Auslande. 1906.
6. Lass, L. und Zahn, F. : Einrichtung und Wirkung der Deutschen Arbeiterversicherung. 1904.
7. Derselbe : Grundriss der deutschen Arbeiterversicherung. 1903.

8. Osten, M : Die Arbeiterversicherung in Frankreichs. 1884.
9. Pilaty, R: Der Versicherungszwang in der deutschen Arbeiterversicherung und die Thesen des Dr. Zacher. 1910.
10. Rosin : Recht der Arbeiterversicherung. 1893-1905.
11. Wagner, Moritz : Die deutsche Arbeiterversicherung. 1906.
12. Weyl : Lehrbuch des Reichsversicherungsrechtes. 1894.
13. Witowski, C : Die Arbeiterversicherung in den Kulturstaaten. 1910.
14. Zacher : Die Arbeiterversicherung im Auslande. 1899-1905.
15. Derselbe : Leitfaden zur Arbeiterversicherung des Deutschen Reichs. 1904.
16. Brook, J. G : Compulsory insurance in Germany.
17. Chapman, B : Wages and Employment, ch. VI, Art. "Workmen's insurance and Pension." 1908.
18. Commons : Trade Unionism and Labour Problems, chs. XXXVI-XXXVII,

1905.

19. Dawson, W. H : The German Workman, ch. III&XV, 1906.
20. Frankel and Dawson : Workingmen's Insurance in Europe. 1910.
21. Henderson, C. R : Industrial insurance in the United States. 1909.
22. Same : Summary of European Law on industrial insurance. 1907.
23. United States : Industrial Commission Report of 1900-1902.
24. Willoughby, W. F : Workingmen's Insurance. 1898.
25. Arribal, Jean : L'assurance ouvrière en France et à l'étranger. 1902.



定義

# 労働保険論

慶應義塾  
理財學士 森 弘 元 著

## 第一章 労働保険に関する概念

### 第一節 労働保険の性質並目的

茲に労働保険と稱するは所謂獨逸語の *Arbeiterversicherung* 佛蘭西語の *L'assurance ouvrière* 英吉利語の *Workimgmen's Insurance* と謂ふ所のものにして労働者か労働能力又は労働機會の減少若しくは喪失に因りて所得の泉源を失ひたる場合に際して労働者及び其の家族若しくは遺族に對し

労働保険に関する概念

て之れか救済の爲めに金銭又は金銭的価値ある経済的給付をなすことによりて彼等か該事故の發生に因りて蒙りたる所の経済的損害を軽減填補し依つて以て當該労働者の所得の確實を圖り其の生計の安固を得せしむる爲めに設備せられたる保険を云ふ。今此の定義を本として労働保険の何たるかを説明せむ。

二

第一 労働保険は労働者のみを救済するを以て目的となすものなり。換言すれば労働保険は主として體力(勞力)によりて生活しつゝある所の所謂賃銀労働者(Lohnarbeiter)を救済するを以て目的となすものなり。従つて不具廢疾者の救済又は貧民救助の一形式にあらず。故に労働保険の適用を受け且つ其の利益を享受し得るものは一方に於て中産以上の階級に屬する一般人士にあらざると同時に他方に於ては不具廢疾者貧民及び無頼の徒輩にもあらずして實際に於て労働によりて衣食しつゝある所の労働者のみなりとす。

第二 労働保険は労働者の特種なる経済上の地位に於て起る所の労働者の労働能力又は労働機會の減少若しくは喪失の場合に際して労働者及び其の家族若しくは遺族を救済するを以て目的となすものなり。労働者の特種なる経済上の地位に於て起る所の事變は諸種あるへしと雖も就中最も重大にして且つ其の救済の最も切要なるものは労働者の労働能力(Arbeitsfähigkeit)又は取得能力(Erwerbsfähigkeit)に關する危険及び労働機會(Arbeitsgelegenheit)又は取得機會(Erwerbselegenheit)に關する危険なり。元來労働者なるものは一般に生計の富裕ならざるものなるに搗て、加へて其の所得の源泉は一に勞力(Arbeit, Labour)にして其の生計の資は一に勞力の對價たる賃銀(Lohn, Wage)に俟たざる可からず。然るに勞力なるものは元と人體に附着するものなるを以て人體に故障あると同時に何時減少するやも將た又喪失するやも測る可からず。殊に近時産業組織の複雑と工場工業の發達とに連れて



労働者が直接間接に受くる危険は著しく増加せり。若しも此の種の危険にして一たひ労働者の身邊を襲ふことあらんか其の結果は常に労働者自身の窮乏困難を來すのみならず延いては一家をして飢寒に泣かしむるの悲惨なる境遇に陥らしむるものなり。労働保険の制度は是等の場合に於て労働者及び其の家族若しくは遺族を救済するを以て目的となすものなり。

四

第三 労働保険は偶然の危険發生に對して労働者の經濟的損害を輕減填補するを以つて目的となすものなり。労働保険は偶然の事故發生に對して一切の危険を全滅すること能はさるものなると同時に危険の發生せざる以前に於て豫め危険を除去することも亦爲し得るものにあらずして唯た危険發生の爲めに既に損害を蒙りたる後に於て其の危険の程度を輕減し經濟上に於ける損害の缺陷を補償するに過ぎざるものなり。今労働者にして一たひ危険に逢着せんか其の實現は

直ちに損害となりて發現するものなり。若しも其の危険にして人格を有する者の行爲に出でたる場合ならんには其の行爲者は對して損害賠償を要求するの權利あるは諸國の法律の明かに認むる所なるを以て斯かる損害にありては労働者は法律の力に依りて之れか賠償を求むること敢て難きにあらざる可しと雖とも其の他の危険にして不時に發生せんか斯かる場合に於ては其の權利を主張するに由なく從つて救済を受くるに途なく經濟上悲むべき現象を惹起するに至るへし。然るに此の場合に於て労働保険を利用せば其の經濟上の危険を輕減することを得へし。而り然れども茲に注意せざるへからざるは前にも述べたる如く労働保険は決して危険を豫め除去することを得るものにあらず又之れを全滅することを得るものにもあらずして唯た危険に罹りて發生したる經濟上の損害を輕減填補するを得るに過ぎざるものなることを忘る可からざるにあり。

第四 労働保険は偶然の事故發生に際して労働者の所得の永續を確保し且つ特種の必要に應ずる資金を支給するを以て目的となすものなり。労働者が偶然の事故發生の爲めに一時的若しくは永久的に労働能力又は労働機会を減少若しくは喪失したる場合に於て彼等に其の損害の輕重多寡に應じて収入の永續を確保し又は傷害若しくは疾病に罹りたる場合に於て之れか醫療に必要な費用例へは醫藥料診察料手術料入院料等の如き及び死亡したる場合に於て之れに要する費用例へは埋葬費用の如きを支拂ふに必要な資金を労働者又は其の遺族に支給することは極めて重且つ要なるものなり。而して労働保険は是等の職務を全ふするを以て目的となすものなり。

以上列擧せる所により吾人は労働保険の目的は労働者の所得力を傷けて一定の収入を奪去するか如き特種の困難に際して労働者及び其の家族若しくは遺族に必要な經濟上の保證を與ふるものなることを會

得し得たりと信す。故に更らに進んで労働保険の成立要件につき聊か論究する所あらんとす。

労働保険  
成立要件

抑も労働保険なるものは社會政策上の一法として案出せられたるものなるか故に通常保険とは多少其の趣を異にする所あるは論を俟たず。従つて其の成立の要件も亦通常保険に關する一般的原则を以て律することを得へからざるものあるへしと雖も労働保険も亦一種の保險なるを以て二三の例外を除きては大體に於ては通常保険に關する原則を取つて以て之れに適用することを得へし。即ち通常保険に於ては通例遭遇し得へき危険又は損害の類を同ふせる數多の人士ありて其の中の或る者は實際に其の難を蒙り其餘のものは全然之れを免るゝを法とし實際の遭遇者の何人たる可きかは勿論豫測し難きも一定期限内に於ける遭遇者の概數は經驗上之れを豫知することを得るの實あり。此の概數を豫知することを得るの事實こそ即ち保險の成立を可能ならしむ

るものなり。而して勞働保險も亦通常保險と等しくかゝる事實こそ勞働保險の成立を可能ならしむるものなり。去れば勞働保險の成立には大略左記の四箇の條件を具備することを要す。即ち

- (一) 同種の危険を感じる多人数の存在すること、
  - (二) 一定期限内に於て發生する事故數を推算し得ること、
  - (三) 被害當事者の實際豫測し得へからざること、
  - (四) 危険の偶然に發生すること、
- 是れなり。以下順を追ふて之れを説明せむ。

第一 保險の成立には同種の危険を感じる多人数の存在することを要す。

凡そ危険には二種あり 即ち(一)損害を生ずる危険及び(二)危険に劫かざるゝ状態是れなり。茲に用ひたるは第一の意義に於ける危険を謂ふなり。而して經濟的損害を生ずる所の危険發生の原因は更らに之れを

分ちて三となすことを得へし。即ち(一)其の一は天然的危险にして洪水暴風霖雨旱魃地震海啸虫害電害巖死疾病老衰等之れに屬す。(二)其の二は人爲的危险にして盜難放火殺傷戰爭債務者の破産被傭人の拐帶等之れに屬す。而して法律の規定より生ずるもの(例へは徵兵の如き)並ひに道德習慣より生ずるもの(例へは結婚葬式の如き)も亦此の中に入るなり。(三)其の三は天然人爲の混合的危险にして死亡疾病傷害瘵疾火災等之れに屬す。斯くの如く危険には諸種あるへしと雖も身分地位職業財産の奈何により同種の危険を感じる人も亦多かるへし。而して保險は危険の分配損害の分擔なるを以て分擔者多からざれば利益著しからず。従つて同種の危険を感じる者多く存在せざれば保險は成立すること能はず。異種の危険に於ては危険の程度従つて生ずる利害關係一致せざるか故に團結し難く従つて保險は成立し難し。

第二、保險の成立には一定期限内に於て發生する事故數を推算し得

ることを要す。

保険の起因たる危険は固より不慮の危険なるか故に通常吾人の智力を以ては其の發生の時期並ひに程度を豫知することを得へからざるは勿論なれども去ればとて一定期限内に於て發生する事故の概數は之れを過去の統計によりて豫知し得可きものなり。換言すれば大數觀察(mass-observation)によりて統計的に測定し得べきものなり。而して茲に危険を統計的に測定し得と云ふは危険の程度詳言すれば危険の發生する頻繁の程度及び其の結果として生ずる所の損害の程度双方共に統計的に測定し得との意なり。勿論個々特別の危険につきては偶然に發生するものなるが故に豫め之れを推知することは不可能なる可けれども大數の上より觀察すれば其の危険は一定の法則に従つて發生するものなること過去の經驗より推して將來を豫測すること敢て難きにあらざる可し。若し其の危険にして此の範圍に入らざる時は保険は成立するも

のにあらず。然りと雖も茲に注意す可きは危険を統計的に測定すと云ふも敢て數理的に精密ならざる可からずとの意にあらずして實際の事業として安全に經營し得る範圍内にて測定し得るを以て足りりとするなり。

第三 保険の成立には被害當事者の實際豫測し得へからざることを要す。

保険成立の要件の一として被害當事者の實際上何人たるかは確定的に豫め之れを測知し得へからざるものなることを要するは明々白々にして説明を俟たずして知るべきなり。即ち或る人が一定の時に於て損害を蒙ること明確なる場合にも尙ほ保険が成立し得るとすれば其の餘の被保險者は常に其のものゝ利益の爲めに犠牲とならざる可からず。是れ保険の原理を没却するものなり。従つて被害當事者が實際に於て豫測し得る場合にありては保険は決して成立することなく唯だ豫測し

得ざる場合に於てのみ保険は成立するものなり。

第四、保険の成立には危険の偶然に發生するものたることを要す。物の起るには必ず原因あるものなれども其の原因たるや絶対的のものにあらずして相對的のものたり。故に偶然とは損害を蒙むる人に對して偶然と云ふ意味なり。之れに二個の要件を要す。即ち(一)損害を蒙むる人の自由意思に關係なきこと及び(二)損害を蒙むる人が其の危険の發生につき發生せしや否やを知らざること或は之れを知るも其の時期を知らざること是なり。例令へは自然的に疾病に罹りたるときは損害を蒙むる人の自由意思より出てたるものにあらざるを以て偶然の危険と云ひ得れども自から故意に傷害を蒙りたる場合又は自殺をなしたる場合は損害を蒙むる人の自由意思より出てたるものなるか故に偶然の危険と云ふことを得ず。又死亡につきて之れを言はんか多くの場合にありては死亡なるものは其の發生することに付きては豫め之れを知

り居ると雖とも其の發生の時期は不確定にして之れを豫知することを得るものにあらず。故に之れも亦偶然の危険と稱すべきなり。要之するに保險の成立には危険の偶然的發生てふ事實を要す。危険が偶然に發生したるものにあらざれば保險は成立することなし。

勞働保險の最大目的は既に述べたる如く勞働者が偶然の事變發生の爲めに勞働能力又は勞働機會を減少若しくは喪失したる結果生計の資に窮し終に貧民の伍に陥るを豫防する一種の社會政策上の救濟制度なり。然り而して勞働者が生計の資に窮したる結果貧民の伍に陥るを豫防救護する積極的方法として現今各文明國に一般に行はれ居るものは貯金制(Saving System)と保險制(Insurance System)との二者を其の主なるものとなす。而して此の兩制度は共に勞働者の生計の安固を保證し將さに貧民とならんとする者を保護する積極的方法として必要不可欠のものなることは言ふを俟たずと雖とも然れども勞働不能に處する救濟方

法としては保険制は寧ろ貯金制より優れるものと云はざる可からず。  
今労働不能に對する救済方法として兩者を比較せんに。

第一、貯金制に依りては其の貯蓄せられたる金額は不慮の災厄を救済するに足らざる程寡少なるを常とす(勿論時には不慮の災厄に應じ得て餘りある程鉅額の貯金をなし得るものなきにしもあらざるへしと雖も所得の源泉を唯一の勞力にのみ仰く所の労働者にありては寧ろ例外に屬するか故に従つて不慮の災厄に對しては到底充分なる救済の目的を達するに足らざるものなり。而るに保険制に依るときは特定の事故發生するときは既に拂込みたる保険料の多寡奈何に係らず常に定額の保険金を受取ることを得。従つて何時にても之れか救済の目的を充分に達することを得るの利益あり。

第二、加之ふるに労働不能なる事情は概して不時に起る場合多きを以て之れに對して豫め一定の準備をなし置くことは殆んど不可能の事

に屬す。勿論労働者にして勤儉貯蓄の念慮に厚きものならんには常時より一定の準備を爲し置くことは敢て難きにあらざるへきも現時に於ける労働者階級の狀態は所謂宵越の錢を持たざるを以て名譽とする弊風一般に行はれ舊錢を貯へ置き依つて以て不慮の災厄に應せんとするものに至りては寧ろ九牛の一毛にたも過ぎざるの狀あり。斯かる事情の下に在りては奈何に完全なる貯蓄機關を設備して貯蓄を奨励するも其の勞や蓋し徒勞に歸せむ。殊に人情の常態として勤儉貯蓄は單に發作的一時のものに止まる可く其の永續を望むことの難きに於てをや。而るに保険制に在りては特別の條件を充たす時は何時にても救済を受くることを得るの便宜あり。

第三、且つ又保険制に在りては貯金制に比して貯蓄に關する強制力を有するの事實あり。即ち貯金制に於ては貯金額の多寡は當該労働者の意思に放任せらるゝを以て動もすれば放漫に流れ易く又は他の事情

貯金制と  
の優劣

一六  
の爲めに之れを忽にするの傾向あり。現今多數の邦國に於て貯蓄獎勵の方法として郵便貯金の如き貯蓄債權の如き貯蓄銀行の如き諸種の設備ありと雖も是等の機關に向つて貯蓄せられたるものは其の拂戻の自由なる敢て損耗を蒙らざるを以て之れか拂戻を受くるに易く遂に蓄積するに至らずして已むもの其の大半を占むるの事實は之れを證して餘りあり。斯くの如きは人情の常態にして誠に悲しむ可きことなれども亦已むを得ざるなり。教育あり智識ある人士にして既に斯くの如し。況むや下層に位する無智無教育なる労働者階級に於て貯蓄の念に缺如せること蓋し深く怪しむに足らざるなり。節約と云ひ貯蓄と云ひ之れを口にするは甚た易けれども之れを實踐することは甚た難きものたり。而るに保険制に在りては定額の保険料を拂込むにあらざれば保険の利益を享受すること能はざるを以て其の定額に達するまでは當該労働者は奈何なる事情をも顧みず自己の所得中より之れを贖出するな

る可し。是れ貯金と保険と其の性質を異にする所より胚胎する相違にして従つて労働不能に對する救済方法としては保険制は貯金制に優れる所以なりとす。

要之するに社會改良に關する政策中積極的方策としては保険制は貯金制よりも遙かに有効なるものたることは毫も疑を容れず。而かも此の制度にして一たび完全なる發達を遂げんか現時の労働者階級が常に絶へず蒙りつゝある所の經濟上の困窮に對して充分なる救済を與へ彼等に充分なる安慰を得せしむることを得るは火を賭るより明かなり。シエンベルヒ教授は労働保險の利益を説いて曰く。

「一般人民及び營利業に従事し居る者と均しく労働者も亦或る種類の危險に劫かざるゝものなり。若しも斯かる危險の顯出することあらんか彼等労働者の労働能力又は労働機會は著しく減少せられ若しくは喪失せらる可し。而して其の結果は労働者か其の労働に依りて從

一八

來贏得しつゝありし所得の全部又は一部は彼等若しくは彼等の遺族の掌裡より奪去せらる可し。此の種の危険は一方に於ては一時的又は永久的に労働能力を減少し若しくは喪失する所の疾病傷害老衰癡疾死亡にして他の一方に於ては労働機会を喪失する所の失職なり。而是等の危険は常に断えず労働者階級の経験し居る所のものなり。而して斯くの如き危険の顯出によりて多數労働者の財産喪失の場合には被害當事者の所得の泉源は忽ちにして涸渇するの地位にあると同時に工業的労働者の場合否な恐らくは殆んど總ての労働者の場合に於ける是等種々なる危険に對する危険率は營利業に従事し居る所の他の多くの階級に於けるよりも遙かに高き地位にあるものなり。從つて是等の場合に於ける窮乏慘狀は當該労働者の身上を破綻し彼等は必要なる生計維持の爲めに公共の救助又は私人の慈善に依頼して尙ほ足らざるものあり。而して之れを豫防する方法は獨り労働保

險あるのみ」(Schönberg, G.: Handbuch der Politischen Oekonomie, 2B<sup>3</sup>42, S. 51, S. 131—132)

と。又以て労働保険の制度か労働者救済の方法として奈何に重要なものなるかを知るに足るへし。

以上述べたる所により労働保険制度は労働者救護の方法として最も利益なることを略ほ知悉し得たるなるへし。而して労働保険は獨り労働者階級に對して利益あるのみならず、更らに一歩を進めて一般社會にも其の利益を及ぼすものなり。今一般に學者か労働者救護の方法として労働保険の最も適當なる施設たる所以を説き且つ之れか獨り労働者に對してのみならず一般社會に及ぼす利益として擧ぐる所のものを見るに大略次の如し。

(一) 労働者の勤勉と貯蓄心を養成し従つて労働者階級の經濟的獨立を確保せしむ。

労働保險  
社會に及ぼす  
利益



労働保険にありては労働者は業務上の傷害疾病及び老衰廢疾並ひに失職に對して保険金を受得することを得るの利益ある代りに其の反對給付として常に少額の保険料を支拂はざる可からず。去れは彼等労働者は之れに充つるか爲めに自ら節約の必要に迫られ之れに依りて勤勉貯蓄の思想を發達せしめ知らず識らすの間に其の經濟的生活を上進向上せしむるに至るへし。而して斯くの如き労働者の多數を有する邦國は國家としては健全なる富強の基礎を作り社會としては幸福の源泉を造ることを得へし。

(二) 労働者の進取的氣象を養成す。

労働者の經濟的活動は常に多くの危険の爲めに進行を妨げらるゝものなり。而して工業的労働者は他の一般人民に比して常に危険に遭遇する機會の多きものなり。若しも労働者にして危険を恐怖し逡巡として躊躇退避せんか到底工業の進歩發達は之れを期する

ことを得ざるへし。されはさて労働者の經濟的活動には常に多くの危険が隨伴するものなるを以て労働者の危険恐怖の念と後顧の患を除去することは工業の進歩發達上最も須要なるものなりとす。而して此の労働保険の制度の實施に依りて彼等労働者は自ら恐怖の念と後顧の患を除去することを得へく依つて以て進取の氣象を發揮せしむるを得へし。其の結果は労働力を増加し冒險の企業を實行せしむるに有効なるは争ふ可からざる事實なり。

(三) 労働者の智識と道德の觀念を進歩増進せしむ。

労働保険の實行と其の思想の普及は労働者をして將來に對する觀念を強からしめ用意の周到と共に家族に對する保護愛撫の念を増進せしめ延いては秩序節制を守らしむ。斯くの如くにして労働者の智識と道德とは日に月に進歩するに至るへし。

(四) 社會の貧富の大なる懸隔を阻止調和す。

文明の進歩と共に貧富の懸隔愈々益々著しからんとす。而して此の貧富の二階級を代表するものは即ち資本主と労働者にして此の二者の極端なる懸隔は遂に兩者の間に軋轢を惹起し延いては紛糾せる社會問題労働問題を發生せしめ或は血を流し干戈を動かすに至るの例は多くの邦國に於て屢々吾人の見聞する所なり。而して此の極貧者の發生増加を防止するの効用は労働保險の制度に依りて始めて實現することを得べきなり。彼の獨逸帝國に於ては労働保險法の實施せられてより以來業に已に二十有餘年其の効果の見る可きもの頗る多く同國に於ける帝國保險局が労働保險と貧民との關係につき調査せる所によりて之れを見るも保險制施かれてより以來貧民の數は減少の傾を呈するに至れりこのことなり。由是觀之れは労働保險制は明かに貧富の懸隔を阻止調和することを得るものと云はざるへからず。

要之するに労働保險は一方に於て労働者の勤勉及び貯蓄心を涵養し労働者階級に經濟的獨立を確立し従つて社會問題の解決に最も必要なる下層社會の思想を健全着實安心立命を得せしめ他の一方に於ては不慮の災厄に對して安全の保證を得て危険より生ずる有ゆる一切の經濟的損害につきて顧慮することを要せずとして各労働者の勇氣を増進せしめ安心して危険なる生産業に従事することを得せしむること共に労働者階級の狀態を改善し經濟的生活の上級に向進せしめ教化を普及し貧困を未發に防ぎ社會の信用を暢達せしめ貧富の懸隔を阻止調和するの効ありとす。斯くてこそ現時の労働者が常に絶へず蒙りつゝある經濟上の苦痛に對して労働者を保護救済し社會問題を解決するを得へし。従つて労働保險は個人に取りても社會に取りても將た又國家に取りても大なる利益を與ふるものなりとす。

## 第二節 勞働保險の起源及發達

勞働保險  
の起源

勞働保險の起源は遠く現時の産業組織の發達以前に存し各人間に共通の利害關係を有すると共に人道の曙光を認むるに至りたる時代に於ては業に既に該制度の行はれたるを見る。彼の地主對農僕親方對徒弟間に於ける救濟制度の如きは即ち之れか一例たり。而して假令近世の産業社會の狀態は勞働保險制度の發達を促かさしめたる幾多の原因を有すへしと雖も該制度の根本的思想に至りては古今皆な其の軌を一にし即ち罹災者に對して友誼的扶助人道的救濟を與へんとする所の公共的道義心の發現に他ならざりしなり。今勞働保險の起源及び發達につき順次攻究する所あらむとす。

職人共濟  
組合

勞働保險は最初中古以來歐洲の都市に汎く行はれ居りし所の所謂職業組合(Guild, Zunft)を稱する團體によりて經營せられ居りし所の職人共

濟組合に其の起源を發し漸次發達して第十四五世紀の頃には獨立の形態を具へ來りて歐洲諸國に漸次傳播し死亡疾病傷害及び老衰等に對して組合員相互相扶け相救ふの方法を設くるに至れり。然りと雖も此の當時に於ける職業組合は純然たる任意的團體なりしを以て通常國家は直接にも間接にも何等の保護獎勵を與ふることなく絶對的不干涉の下に是等諸種の保險を任意主義の原則に基きて行ひつゝありしなり。されど此の種の組合は假令外部の關係につきては絶對的任意團體なりしと雖も内部關係換言すれば組合と組合員との關係につきては此の自由は認められずして職業組合の組合員たるものは當然職人共濟組合に加入するの義務を負ふものにして所謂強制加入の主義を採用し居りしなり。爾來該制度は第十八世紀の初葉まで繼續せられたりしも第十八世紀の中葉に至り英吉利は先づ職業組合を解散し次いで佛蘭西も亦之れか解散を行ひし以來佛蘭西法制の感化を受け居たる白耳義和蘭伊

太利獨逸及び埃太利等の自餘の歐洲諸國に於ても亦踵を接して漸次該組合の解散を行へり。斯くの如く是等の邦國に於て職業組合が解散せられたる結果會て該組合によりて經營せられ居たりし職人共濟組合も亦必然廢止せらるゝに至れり。茲に於てか罹災者又は失職者の救濟を行ふか爲めに労働者間に一の救濟組合を設くることは一代の必要となりて衆の望む所なりしも各國の政府は初め労働者の結社團結に頗る憚焉たるの狀ありて久しく其の鎮壓に吸々たりし際なりしかは是等の組合も亦其の設立を許されざりしなり。然るに一千八百二十五年に至り英國政府は自餘の諸國に卒先して此の鎮壓策を破棄して結社の自由を認むるに至りしかは英吉利に於ては労働者の組合は雨後の筍の如く續々到来る處に設立せられ會つて職業組合の經營にかゝる職人共濟組合が行ひ來れると類似の方法によりて相互救濟を目的とする一種の相互保險の制度も亦再び發現せらるゝに至れり。英吉利に於て發生せる此の

任意的の労働保險の發達  
英吉利に於ける労働保險の發達

特種の組織中最も著名なるもの二あり。共濟組合(Friendly Societies)は其の一なり。職工組合(Trade Unions)の經營にかゝる所の保險所は其の二なり。而して共濟組合も職工組合附屬保險所も共に純然たる任意主義の原則に基きて近世の經濟上並ひに社會上の状態に鑑みて各組合員の爲めに保險業を開始し疾病傷害死亡(及び或る場合には老衰)の場合に際して各組合員に經濟上の必要を充足せしむることに力を盡せり。然れども此の當初に在りては其の取る所の手段方法は極めて粗雑にして且つ其の組織經營は極めて不完備なるものたるを免れざりしと雖も爾來保險經營に關する經驗統計學の進歩國家の保護獎勵及び監督干涉等によりて各保險組合は一面に於ては科學的數理を應用することを得るに至れると同時に他の一面に於ては組合の基本金並ひに一般の利益を安全且つ有利に投資するの途を備ふるに至りたる結果現今にありては其の發達せること此の國を以て翹楚となすに至れり。而り然れども近

佛蘭西に於ける意欲的保險の發達

強制的勞働保險の發達に於ける獨逸的勞働保險の發達

時に於ける一般の趨勢を見るに今日にありては共濟組合は主として疾病保險を專業とし職工組合の經營にかゝる保險所は失職保險を專業となすに至れるものゝ如し

英吉利に次いて任意保險の最も發達せるものを佛蘭西となす。同國に於ても亦英吉利に於けるか如く相互救濟組合 (Sociétés de secours mutuels) として發達し英吉利に次いて其の發達の顯著なるものなれども佛蘭西に於ける相互救濟組合の發達は英吉利の共濟組合の發達に及ばざること遙かに遠し。

斯くの如くして任意的勞働保險は勞働者相互救濟の方法として古くより發達しつゝありし間に一千八百年代の後半期に於て獨逸帝國に社會問題勃興し爲めに國家の安寧秩序の攪亂せらるゝの恐ありし傍に當時の學者中に國家社會主義を唱道するもの續々輩出して盛に國家の力を以て社會問題の解決を試みんとせり。彼のフヒテラー氏は説をなして

曰く「人生不幸の大部分は社會上の關係より出するものにして個人に在りては何人と雖とも之れを救濟するの力を有するものにあらず。去れは是等の者に對して救濟の責任あるものは國家にして個人にあらず」と。此の思想は社會主義の曉將ラッサール氏の尊信する所となり之れに次いてシスモンデー氏之れを繼承し更らにシェフレー、ワグナー、シュモーターの三氏及び其の他の講壇社會黨 (Kathedersocialisten) の一派によりて此の國家社會主義は益々盛に唱道せらるゝに至りぬ。斯くの如く獨逸に於ける國家社會主義はヘーゲル、フヒテラーの如き哲學者初めて之れを唱へ經濟學者之れを受け終に政治家をして之れを實行せしむるに至れり。而して獨逸に於ては社會問題解決の方法として第一に勞働者社會の安寧福祉を増進することに務め此の目的を遂行するの手段として強制的勞働保險の制度を案出するに至れり。一千八百八十一年時の宰相ピスマルク氏か始めて強制保險法案を帝國議會に提出するや保守主義の

論者は此の法案を目して社會主義の分子を含有するものとし政府案に反對して其の通過を妨害したりしか皇帝ウキルヘルム第一世はビスマルクに援助を與へ一千八百八十七年十一月十七日の帝國議會に詔勅を下して宣はく。

「朕は勞働に従事する所の人民の安寧秩序幸福を増進せしむるの必要を帝國議會に表示するを以て朕の責任なりと思惟す。朕か生前に於て國家に對し更らに恒久平和の保證を與へ人民に對しては當然彼等の享有し得へき扶助をなし得たるの實績を見て後に墳墓に赴くことを得は我が國家に冥護を與へ給ふ所の上帝の幫助によりて事業を完成することを得るなり。此の目的を達する爲めに朕か計畫は必ず聯邦政府の協賛を得へし。議會の諸員其の黨派の奈何を論せず之れを翼賛せよ」

と。依是觀之れは賢明なる皇帝及びビスマルク宰相は陽に勞働者の保

他國の諸國に於ける強制的勞働保險の發達

護救濟を以て治者の天職なりと宣言し社會改良の手段として強制的勞働保險の制度を斷行せり。斯くて政府が議會に提出したる各種の勞働保險法案は順次決議を経て一千八百八十三年には疾病保險法發布せられ其の翌一千八百八十四年には傷害保險法も亦法律となりて發布せられ次いて一千八百八十九年には老廢保險法は議會を通過し茲に疾病傷害及び老廢に對する三種の勞働保險が普く全帝國に涉りて行はるゝに至りぬ。

獨逸帝國が社會問題解決の一方法として強制的勞働保險の制度を設け他國に卒先して本問題の解決に好模範を示してより以來自餘の諸國に於ても亦該制度の頗る有效なることを漸次確認するに至り此の種の制度を採用するもの歳と共に増加の傾向を呈し來り任意保險より強制保險に移るの實を示すに至れり。即ち塊太利に於ては一千八百八十七年強制的傷害保險法を發布し其の翌一千八百八十八年には強制的疾病

保險法を發布し茲に傷害疾病に對する強制的勞働保險は全國に行はるゝに至れり。佛蘭西に於ては一千八百九十一年鑛山夫の爲めに一千八百九十八年登録水夫の爲めに強制的疾病保險の制を設け一千九百十年には強制的老癈保險の制を設けたり。瑞西に於ては一千八百九十九年より一千九百〇三年に亘りて強制的疾病保險の制を設け一千九百〇三年には強制的傷害保險の制を設け一千八百九十四年にはサンゲール市並ひにパーゼル市に強制的失職保險の制を設けたり。匈牙利に於ては一千八百九十一年には強制的疾病保險の制を設け一千九百〇七年には強制的傷害保險の制を設けたり。ルクザムブルクに於ては一千九百〇一年には強制的疾病保險の制を設け一千九百〇三年には強制的傷害保險の制を設けたり。其の他那威に於ては一千八百九十五年伊太利に於ては一千八百九十八年丁抹に於ては一千八百九十九年和蘭に於ては一千九百〇一年それ〳強制的傷害保險の制を設けたり。

### 第三節 勞働保險の必要

十九世紀に於て起りたる産業革命 (Industrial Revolution) の偉大なる歴史は其の半面に於て勞働者階級の悲惨なる災厄史なり。而かも歴史家は前者の功績を傳ふるの密にして後者の運命を述ふること疎なりと雖も前世紀の大半を通して歐洲諸國か奈何に勞働者の不慮の災厄に對する救濟問題の解決に苦心慘憺たるものありしかを考ふるときは光榮ある産業革命史の半面は又悲惨なる災厄の歴史を語るものにあらずして何ぞや。即ち産業革命の結果として小企業は大企業に小資本は大資本に手工的經營は機械的經營に國內的市場は國際的市場に進化し發達し幾多の技術上の發明發見並ひに改良は頻々として踵を接して起り幾多の工業上の新物質と新動力とは前後相亞いて生し以て經濟的生産の用に供せられ運輸交通の機關愈々大成して生産交通の上に一大生面を開

十九世紀に於て起りたる産業革命の影響

三四

き資本構成の上に一大膨脹を起し相俟つて茲に經濟社會をして未曾有の繁榮を極めしめたるは否定すべからざる事實なり。されども斯くの如き急激なる經濟上の進歩發達を遂けたる半面には幾多の悲惨なる暗澹たる事件の之れに伴ふて續出し來ることは到底免かる可からざるなり。奈何となれば革命の結果優者は勝つて富者となり劣者は敗れて貧者となり富者は愈々榮えて資本主と化し貧者は益々窮して労働者と變し遂に茲に資本主と労働者てふ新社會階級を發生せしむるに至れり。斯くして貧富の懸隔は甚たしきを加へたるか上に斯くて生せる資本主義 (Kapitalismus, Capitalism) の世の中に於ては自由競争によりて資産及び所得の形式は愈々不同不平等と爲りて從來の中等階級は益々迫害せられ終世經濟的地位上進の望なき無資産の労働者日に愈々其の數を増加し月に益々困難を重ね家政の困難と職業の増加は可弱き婦人小兒までをも驅せて工場に於ける労働に従事せしむるに至れり。今一千九百年に

於ける歐洲諸國に於ける住民及び労働者との數を比較せる統計に據り労働者總數の住民總數に對する割合を見るに左表の如し。

國名	住民一千人に對する労働者數
匈牙利	四一六
奧太利	三八〇
英吉利	三二五
白耳義	三〇七
伊太利	二九〇
獨逸	二五七
佛蘭西	二四八
那威	二〇〇
芬蘭	一六六
瑞典	一六〇

労働保險に關する概念



工場の工業  
の発展と  
工場生活  
に伴ふ危  
険の増加

工場生活  
に伴ふ傷  
害

丁 抹

一三〇

以上掲げたる統計に據れば匈牙利に於ける其の住民數一千人につき  
労働者數四百十六人一人に對して四割一分六厘の割を最高とし丁抹に  
於ける其の住民數一千人につき労働者數一百三十人一人に對して一割  
三分の割を最低とす。斯くの如く労働者の増加は近世産業の著大なる  
發達と相關聯して長足の進歩を見るに至りたるは明かなる事實なり。  
然るに前にも既に述べたる如く一方に於ては工業の發達は工場生活  
に諸種の悲惨なる結果を隨伴するに至れり。即ち工場生活に伴ふ傷害  
は其の一なり。工場生活に伴ふ疾病は其の二なり。工場生活に伴ふ老  
衰廢疾は其の三なり。工場生活に伴ふ職業喪失は其の四なり。

工場生活に伴ふ傷害(Unfall, Accidents)は固より労働に隨伴する所の特種  
の災厄にして従つて労働者以外の他の社會階級には極めて稀れに見る  
所のものなり。而して業務上の傷害とは例へば工場に於て執業中機械

に觸れ又は高處より墜落し若しくは蒸氣瓦斯の爆發等によりて或は四  
肢を挫折し或は五官を傷ふか如き或は兩眼を盲するか如き諸種なる傷  
害によりて重傷輕傷を負ひ或は甚しきに至りては一命を落すことさへ  
珍しからず其の他擦傷撲傷の如きに至りては擧げて數ふるに暇あらず。  
又工場に於ける危害豫防の設備の不完全なるか爲めに火災其の他の變  
災に際して避難の方法充分ならざるか爲めに多數の労働者が叫喚しつ  
つ災厄の犠牲となることも亦敢て珍らしきことにあらず。彼の大坂の  
或る紡績工場に於て數年以前に數百人の女工が火災の爲めに燒死し或  
は重傷を蒙りたるか如きは其の顯著なる一例なり。又機械の危険なる  
部分に特に被覆其の他の豫防装置を必要とすること論を俟たざる所な  
るに斯かる豫防設備なきか爲めに從來數多の労働者か之れに觸れて悲  
慘なる最後を遂けたることは工場生活に於ける顯著なる出來事なり。  
斯くの如き悲惨なる傷害は實際に於て決して稀有のものにあらずして

吾人の屢々見聞し屢々酸鼻の想に堪へざりし所なり。勿論工場に於ける危害豫防の設備にして完全なるに至らば多少危害の程度を減少し得へしと雖とも全然之れを除去することは到底人事の能くする所にあらず。殊に近時文明の進歩發達に伴ひ工業上に於ける復雜危険なる機械の使用愈々其の勢力を逞ふするに於てや業務上の傷害の益々増加するは自然の勢なり。今工場工業の進歩發達と共に奈何に業務上の傷害か増加せるかを獨逸の實例を以て示さんに

年次	傷害數	年次	傷害數
一八八六	一〇五四〇	一八九七	九一一七一
一八八七	一七一〇二	一八九八	九六七七四
一八八八	二一〇五七	一八九九	一〇四八一四
一八八九	三一〇一九	一九〇〇	一〇六四四七
一八九〇	四一四三〇	一九〇一	一一六〇八九

一八九一	五〇五〇七	一九〇二	一一九九〇一
一八九二	五四八二七	一九〇三	一二七九四七
一八九三	六一八七四	一九〇四	一三六一二六
一八九四	六八六七七	一九〇五	一三九七八七
一八九五	七四四六七	一九〇六	一三八二八三
一八九六	八五二七二		

Lass-Klehmot: Grundriss der Deutschen Arbeiterversicherung, s.47.

工場生活に伴ふ疾病

次に工場生活に伴ふ疾病(Krankheit, Sickness)は人生の生活に於て一般に何人と雖とも到底免るゝ能はざる所の災厄にして決して勞働者にのみ獨り特有のものにあらず。是れ此の種の災厄か業務上の傷害と稍や其の趣を異にする所なり。然りと雖とも勞働の種類によりては一定の勞働に従事する者に限り發する特種の疾病即ち學者の所謂職業病(Berufskrankheiten; Trade maldy)又は吸入病(Inhalationskrankheit)と稱する所の特

種の疾病を醸成するは能く人の熟知する所なり。例之へは有毒物を取扱ふ所の工場燐寸工場瓦斯工場硫酸製造所鍊銅所石灰製造所等の如き)に於ける有毒物中毒の如き或は紡績工場に於ける肺病呼吸器病の如き或は襪襪紙屑を取扱ふ所の工場に於ける「ハーデルン」病の如き其の顯著なるものなり。其の他工場の一般的衛生上の設備例へは換氣法温暖の設備採光の設備等の不完全なるかため或は塵埃有毒なる瓦斯蒸氣を以て汚穢せられたる工場内の不潔なる空氣の充滿せる爲め労働者は健康を害ひ常には筋骨逞しき彼等労働者も知らず識らすの間に病魔の犯す所となりて終には又起つ能はざるに至るの實例は之れを記述するたに戦慄に堪えざる所のものなり。今工場内に於ける塵埃の發生の爲に奈何に多數の呼吸器病患者就中肺病患者を生するやに關して獨逸人ヒルト氏は一百人の肺結核に罹りたる労働者に就き塵埃が其の原因たることに關して左の如き比例を擧げたり。

四〇

金屬性塵埃中に労働する者.....	二六
鑛屬性塵埃中に労働する者.....	二五
植物性塵埃中に労働する者.....	一三
動物性塵埃中に労働する者.....	二〇
混合塵埃中に労働する者.....	二二
塵埃なき工場内に労働する者.....	一一
又ゾンメルヘルド氏は一千人の労働者死亡中肺結核の原因に依りて斃れたる者に就き左の比例を示したり。	
塵埃なき工場に在りし者.....	三八一〇〇
塵埃を有する工場に労働したる者.....	四八〇〇〇
金屬性の塵埃中に労働したる者.....	四七〇、五八
銅の塵埃中に労働したる者.....	五二〇、五〇
鐵の塵埃中に労働したる者.....	四〇三、七〇

鉛の塵埃中に労働したる者……………五〇一、〇〇

鐵屬性の塵埃中に労働したる者……………四〇三、四三

有機物の塵埃中に労働したる者……………五三七、〇四

革又は毛皮の塵埃中に労働したる者……………五六五、九〇

綿花又は獸毛の塵埃中に労働したる者……………五五四、一〇

木片又は紙の塵埃中に労働したる者……………五〇七、五〇

烟草の塵埃中に労働したる者……………五九八、四〇

其他オルレンドルフ氏は塵埃と死亡年齢の關係につきて獨逸に於けるゾーリングゲン及び英吉利に於けるセフィールドの兩及器製造地に於て鐵を使用する労働者の死亡年齢に關し左の百分比例を示せり。

鐵使用者(ゾーリングゲン)	二十歳乃 至三十歳	三十歳乃 至四十歳	四十歳乃 至五十歳	五十歳以上
同	三一、六	二六、九	二三、四	一八、一
同	上(セフィールド)	二六、四	三五、一	二三、九
				一二、六

鐵工業労働者(ゾーリングゲン) 二〇、一 一六、六 一七、四 四五、九  
ゾーリングゲン男性死亡年齢  
均數(但し鐵工業者を除く)

セフィールド 同上 一八、四 一六、八 一八、〇 四八、八  
 普魯亞全國男性死亡年齢 一二、六 一一、九 一四、六 六〇、九

(以上の表は戸塚卷藏纂著獨逸社會的保險法綱要二〇—二二頁より抄録す)

以上擧げたる統計によりて塵埃中に労働する者は他の労働者に比して肺結核の如き所謂吸入病に罹るものか奈何に多きかを推知することを得ると同時に又塵埃中に労働する者は他の労働者に比して早世することの奈何に多きかを知るに足るへし

更らに工場内に於ける塵埃か奈何に工場労働者の疾病を醸成するかに關しては横手醫學博士が社會政策學會大會に於てなしたる講演は是等の事實を證明して餘蘊なし。今參考の爲め其の一節を抄録せむ。

「塵埃に付きましては其の塵埃の性質に依りまして、其の障害の度を異にしまして塵埃に依りましては其の者自らは左程有害でないものがある。例へば紡績工場の綿、綿さいふものは其物は別に毒なものではない。併し乍らそれが呼吸器に這入り、さうして氣管支加答兒を起して來て初めて害をなすといふ事になる。綿斗りではありませぬが……」

其外の塵でありましては其物自らは左程害が無く、只其物が機械的に働いて害を爲すといふ事がある。併し乍ら其の機械的に働く所の作用さいふものは、要するに柔かい所の性質の塵であるとか、或は固くしても丸くて角を持つて居らぬ所の塵であります。比較的害は少い。併し乍ら角張つて居る、例へば織粉であるとか、或は石の小さい小片であるとかいふ塵になつて來ます。其角が銳利にして、それが粘膜に付きます。そこに強い所の刺戟を與へて炊衝を起すのであります。左様なものであると甚だ憂ふ可き所の結果を來すのであります。要するに塵の多い所の工場に於ては、呼吸器の病氣が多い殊に肺結核が多いのであります。それで此の結核杯の起るさいふのは、元來健康なる所の呼吸器を持つて居りますれば結核菌が一つや二つ肺の中に這入つて來ました所が更に其威を逞ましようする事が出來ないのであります。塵埃の多き所に於て長く仕事をして居る其爲めに慢性の氣管支加答兒に罹つて其處の抵抗力が弱くなつて來ると、一個でも二個でも結核菌が這入つて來ると其威を逞ましくするといふ事になる。斯ういふ譯でありますからして、其の塵埃は假令其物自らが有毒でなくとも結核患者をば多くなさしむ

るさいふ様な働を持つて居るのであります。併し乍ら斯様な病氣さいふものはさう速くは起て來ないのである。で職業を初めて一月も経つと肺病になつて仕舞う、結核になつて仕舞うさいふ様な事は決して無いのであります。漸を以て段々結核迄に進んで行くのでありますから、二年三年四年五年といふ様に、時を経て初めて結果さいふものが現はれて來るものである。それ故に塵埃の多い所の工場杯に我々が行きまして、其邊の事を尋ねます。此の工場は此の如く塵埃が多い併し乍ら不思議な事に、工女杯は左程結核杯には罹りませぬと言つて居ります。併し乍ら斯ういふ様な觀察さいふものは只半歳或は一歳の觀察から視た所の結論でありまして長く其の状態をば觀察いたしますと斯ういふ事は決して言へないのであります。それから又塵埃に付きまして危険なのは其物自らが毒物の事があるのであります。例へば鉛塵であります。鉛白を拵へて居るといふ様な所に於きましては鉛の塵が非常に立つて居る。此の鉛さいふ様な物は直接の中毒を起し口に這入り或は肺に這入りまして、それからして吸収されまして、中毒を起すのであります。又其外に塵埃の危険さいふものは塵々病的菌を持つて居る事でありませぬ。都合に依りますと、其の塵埃の中に結核菌を持つて居ります。それを吸収して肺結核に罹るといふ様な事もありませぬ。又蓋被杯を取扱つて居る所には、一種特別の病氣があるのであります。是は「ハーデルン病」と言ひますが蓋被を取扱つて居るもの、病氣で其の症候杯を御話する必要はありませぬが、數日にして斃れて仕舞うさいふ事

があります。或は「ベスト」にしましても、肺炎にしましても、是等の塵埃から傳染し得るものであります。又塵埃の危険は爆發である。塵埃が一定量の空氣に混するに爆發をすることがある。其他有毒の瓦斯目に見へぬ所の瓦斯にも之にも色々種類がありまして中には胃酸の如き、或は酸化炭素の如きものは、それを吸収した者が直ちに死ぬといふ者もあります。又左程強くない直ぐ中毒を起さぬが、慢性の中毒を起すといふ者がある。例へば金屬の蒸氣、鉛の蒸氣であるとか、或は亞鉛の蒸氣の如きは是等の金屬を銜かして注ぎ込んで居る職工杯は其の蒸氣を吸収して慢性の中毒を起すといふ事がある。或は單に刺激状態を以て氣管支加管兒を起すが如く、單に粘膜炎を犯すといふ様な者がある。例へば亞硫酸瓦斯之は「マツチ」工場或は硫酸製造所或は鍊銅所或は紙製造場には盛んに亞硫酸瓦斯が発生する。或は「クロール」瓦斯例へば染色工場杯に於て布を酒し、紙製造場に於て紙を晒し、或は「クロール」石灰を造る所では盛んに「クロール」瓦斯が発生する。其他色々お話しれば色々物があつたが、要するに粘膜炎を刺激せぬ物は少ないのであります。實際それ等の物が弱くして、多少堪へ得る様な状態にありまして、斯様な物には長く吸収して居るといふ事は、職工の身體の抵抗力を頗る弱くするのであります。「アンモニア」の如き物は一種の臭い瓦斯であります。是が多量でない場合には、臭い斗りで堪へ得るが併し乍ら斯様な所の瓦斯を保つて居る場所に長く居りますと、職工斗りでありませぬ、普通の人にもさうであります。身體の抵抗力が頗る弱くなつて來る。人間に就て

工場生活  
に伴ふ老  
衰廢疾

は研究に出来ませぬが、動物杯に付て我々が研究しますと傳染病杯に罹る場合が割合に多くなる。同じ動物に就きまして、一方は清潔の空氣の中に置き、一方は不潔の空氣の中に置き、さうして此兩方に病的の微菌を種えて跡は同じ様にして置きますと、一方の良い空氣の方に居つた者は更に病氣に罹らぬ。所が悪い方の空氣を絶へず呼吸して居つた動物は病氣に罹る。斯様な例は甚だ少くない。斯様な動物試験から推理して見ますと、斯様な瓦斯のある所に仕事をして居る人間は確かに傳染病其他の者に罹り易いといふ事が言へるのであります云々

社會政策學會編纂工場法と労働問題二〇〇—二〇三頁

工場生活に伴ふ老衰廢疾 (Aler und Invaliditat, Old-age and Invalidity) も亦疾病の場合の如く人生の生活上に於て各人の免る可からざる所のものなれども之れ又労働の種類に依りては一般人民に比すれば老衰の期は速かに至り又廢疾となるの機會多しとす。是れ疾病の場合に於けるが如く特に工場生活に伴ふ弊害に外ならず。今其の老衰廢疾となるべき原因の主なるものを擧ぐれば

(一) 職業其のものより生ずる害

労働保險に關する概念

- (二) 塵埃及び不潔の空氣を吸收すること
  - (三) 藥品等より發する有害有毒なる蒸氣瓦斯を吸收すること
  - (四) 過度の労働時間に服すること
- 是れなり。是等の諸原因は一として労働者の老衰廢疾を招くの機會を速かならしめざるものなし。

最後に工場生活に伴ふ職業喪失 (Arbeitslosigkeit, Unemployment) とは之れを廣義に解釋すれば(一)労働者が労働の意思なき場合例へば同盟罷工に際して多數労働者が労働を拒み若しくは怠惰浮浪の常習ある労働者が労働に従事せざるが如き労働の意思の缺乏の爲めに從來の職業を喪失したる場合(二)労働者が工場生活に伴ふ傷害疾病老衰廢疾の爲めに労働に従事する事能はざるに至りたる結果として從來の職業を喪失したる場合及び(三)労働者が労働能力を有し且つ労働の意思を有するも或る經濟上社會上の變動の爲めに労働機會を喪失し從來の職業を喪失したる

工場生活  
に伴ふ職  
業喪失

場合を總稱するものなり。然れども茲に謂ふ工場生活に伴ふ職業喪失とは斯くの如く斯かく廣義に解するものにあらずして唯々第三の場合即ち労働者か或る經濟上社會上の變動の爲めに労働機會を喪失し從來の職業を喪失したる場合のみを云ふなり。今此の狹義に於ける職業喪失につき其の原因の主なるものを探究するに大約左の五種となすことを得。即ち

- (一) 商工業不振の結果經濟界に恐慌を惹き起し之れに因りて工業家は其の事業を中止又は減縮するに至りたる爲め之れに備使せられ居りたる労働者の全部若しくは其の幾部を解備するに至りたる結果其の解備の厄に遭遇したるため職業を喪失すること。
- (二) 工業家が自由競争に壓せられたる結果又は一部の外國品若しくは代用品の供給増大したる結果其の事業を中止するか又は縮少したる爲めに之れに備使せられ居りたる労働者の全部又は其の幾部

を解備するに至りたる結果其の解備の厄に遭遇して職業を喪失すること。

五〇

(三) 傭主の倒産又は都合により解備せられたる結果職業を喪失すること。

(四) 職業の性質上毎年一定期間其の事業の全部又は一部を停業するか爲めに其の期間中労働者が職業を喪失すること。

(五) 機械の應用其他技術的改良の爲めに労働者の不要に歸するに至りたる爲め之れを解備したる結果職業を喪失すること。  
是れなり。是等の諸原因は一として労働者の職業喪失の原因とならざるものなし。而して前記の四原因によりて労働者が職業を喪失したる場合には其の失職の厄に遭遇したる一隊の労働者は好景氣の時には再び呼び出されて其の職に使役せられ好景氣一たび去れば復た解備の厄に遭ひ労働者の位置は愈々益々不安全不確實と爲るを免れず。而り然

れども各資本家が競争に壓せられて一時事業を中止又は減縮したる結果經濟界不振の結果若しくは定期停業の結果労働者が解備の厄に遭ひ其の職を喪失するに至ることあるも一旦好景氣來るときは再び其の職を見出すこと敢て難からず。従つて此の場合に於ける職業喪失は一時的の性質を有するものなるか機械の應用其他の技術的改良のために労働者が不要に歸するに至りたる結果職業を喪失したるときは縦合ひ時には機械的生産物の代價下落し需要加はり従つて其の生産増加する其の増加の爲めに將た又機械的生産物の代價低落より生ずる節約の結果他の新貨物の需要起り新生産業従つて生ずる其の生産業の爲めに一方に於ては労働の需要を増加す可しと雖も此の増加は必ずしも機械の爲めに驅逐せられたる労働と分量及び種類を同ふせず時と場所を同ふせざるを以て機械の爲めに職を喪ひたる者に職を與ふると必ず可からず。機械の應用其他の技術的改良か無職の徒を生ずるの實は復た



危険極まる工場生活の結果

疑ふ可からざるなり。

以上叙述せるが如き不健康にして且つ危険極まる工場生活を送るの結果奈何に彼等労働者が筋骨の強健を以て誇ると雖も漸々寄せ來れる非衛生的なる工場生活の潮勢は到底彼等の身膚を永久に健康の安境に置くものにあらざるは寧ろ自然の趨勢なり。宜なる哉彼等の多くは四十歳五十歳にして既に労働能力を喪失し或は老衰し或は癩疾となる者尠なからざるなり。且つや彼等が奈何に健康なるも經濟社會の變動によりて其の職を喪失し爲めに所得の途絶え生計の不安全不確實を招くことあるは吾人の屢々見聞する所なり。

嗚呼斯くの如き場合に於て彼等貧窮なる労働者は奈何にして病痾を醫し奈何にして老癯の計をなす可きや將た又奈何にして失職に備ふ可きや。彼等労働者は多く眼に一丁字なからむ。彼等の持つ所のものは唯々其の筋骨の強健なるにありて偏へに労働に依りて其の生を享けつ

ゝありしなり。然るに焉むそ、今或は傷害疾病に罹り或は老癯し身既に労働に堪へずとせば嗚呼何に依りて彼等は今日以後の衣食を求むるを得んや。彼等の収入は全然杜絶すへし。嗚呼何に依りてか彼等は醫療藥餌を求むるを得んや。而かも想へ彼等にも亦家族あることを。而して其の生存の唯一の支柱たりし彼等労働者の此の災厄に依りて奈何に其の妻か泣き奈何に其の子か迷ふかを見よ。嗚呼人生の悲惨何ぞ之れに過ぐるものあらんや。而かも想へ労働者は貧民の徒にあらず。彼等は現時工業の進歩發達と共に益々不可缺的の生産機關として善く勉め善く働く所のものなり。縦令ひ其の無智なるにもせよ無教育なるにもせよ所謂額に汗して働くの徒なり。豈に夫れ之れを彼の乞丐食を求むるの貧民と均しく擯斥するを得可けんや。況んや工業の發達と共に愈々益々彼等の勞力と技能とを要求するは現代社會の趨勢にして健全なる労働者の存在は實に一國工業の隆盛に寄與すること甚大にして延い

ては之れか國家の消長に關するものなることを思へば彼等勞働者に對する救護の方法は寔に刻下の重要な社會問題として研究の價值ある所のものにあらすせんや。

果して然らば勞働者は奈何にして救護すべきや。此の問題に對して從來識者の攻究する所尠しとせされども之れを大別すれば概して左記四種の方向に於て畫策せられつゝあるものゝ如し。今余輩は順を逐ふて是等の諸説を列擧し説明し批評し最後に之れか論斷を試みんと欲す。

任意的自  
助法

第一 勞働者をして任意的に自から助けしむるの法を獎勵すへしとの説。

此の論を主張するものは曰く「天は自から助くる者を助く勞働者にして貧窮に陥いることを避けんと欲せば宜しく常時に貯蓄をなし置き以て不慮の災厄に備ふへし而して此の方法は勞働者救濟の方法として最も適當なるものなるを以て國家は直接間接に之れか獎勵に勉むへし」と。

是れ寔に當然なる根本的手段にして道德上並ひに理想上最も完全なる方法と謂はざる可からず。然れども教育の力薄く貯蓄の念慮に乏しき彼等勞働者に對して斯くの如きを要求するは徒らに難きを強ゆるの類にして實際に於て斯くの如き抽象的手段は一も其の實効を收むること能はざりしは諸般の實驗に徴して明かなる所なり。今其の理由とする所を見るに貯金は其の金額不慮の災厄を救濟するに足らざる程寡少なるを常とす(勿論時には不慮の災厄に應し得て餘りある程鉅額の貯金を爲し得るものなきにしも非ざるへしと雖も所得の源泉を唯一の勞力にのみ仰く所の勞働者に取りては寧ろ九牛の一毛に過ぎざるへし)るか故に不慮の災厄に對して此の方法は到底充分に救濟の目的を達するに足らざる可し。よし一步を譲りて假りに不慮の災厄を救濟するに足る程の金額を貯蓄し得るとするも任意貯金にありては貯金の多寡は當該勞働者の自由意思に放任せらるゝものなるを以て動もすれば放漫に

流れ易く又は他の事情の爲めに之れを忽にするの傾向あり。而已ならず任意貯金にありては貯蓄せられたるものは其の拂戻の自由なる敢て損耗を蒙らざるを以て之れか拂戻を受くるに易く遂に蓄積せられずして止むことあるは之れ人情の常態なり。従つて此の説は余輩の首肯し能はざる所なり。

### 強制貯金

第二 労働者をして各自の賃銀中より幾分つゝを強制的に貯蓄せしむへしとの説。

是れ所謂強制貯金又は義務貯金とも謂ふの制度なり。此の制度にありては通常採る所の方法は労働者の貯蓄すべき金額を豫め一定し置き労働者に賃銀を仕拂ふ場合に際して強制的に其の貯金額だけ賃銀中より引去るにあり。従つて此の制度にありては任意貯金制の場合の如く貯金の多寡は當該労働者の自由意思に放任せらるゝことなきが故に任意貯金制に於て貯金か動もすれば放漫に流れ易く又は他の事情の爲め

### 工業主の 慈善的救 濟法

に之れを忽にするの傾向ありとの一事は此の制度に於て除去することを得。従つて此の點につきましては強制貯金の方法は任意貯金の方法より労働者の不慮の災厄に對する救護の方法として一步を進めたるものと云ひ得へし。然れども此の制度にも亦他の點に於て第一説に於けること同一の非難あり。即ち貯金の高未だ幾許ならざる間に一朝傷害に遭遇せば奈何。疾病に罹らば奈何。失職の厄に遭はば奈何。斯かる場合に際して僅少なる貯金は何等救濟の具たるに足らざること任意貯金の場合と毫も異なる所なけむ。従つて余輩は此の説にも首肯するを得ず。

第三 工業主をして労働者を救済すべき手段を講せしめ國家も亦之れに若干の補助を與ふ可しとの説

此の説に依れば工業主をして自己の傭使用する労働者が不慮の災厄に罹りたる場合に於て隨時に之れか救濟を爲すべき手段を講せしめ其の手段方法に至りては工業主の自由に任し國家は全く之れに關與せざる

か又は法律上何等の拘束を強ゆることなきも而かも工業主の施設に對して國家は直接間接に之れに若干の補助を與へ依つて以て労働者を救濟するの手段を講せしむ可しとなすものにして所謂工業主の慈善的救濟設備によりて労働者の不慮の災厄を救濟せんとするにあり。然れども其の與ふ可き救濟の程度奈何其の救濟が必らず確實安全にして労働者に對して其の確乎たる保障あるや否や換言すれば救濟を受くるの權利が確乎たるものなりや否やは重大なる問題なり。元來工場經營者は一般に自己の利益を見るに急なるものなるを以て自己の傭使する労働者に對する救濟の方法に就きては極めて冷々淡々たるを常とす。勿論稀には労働者の保護救濟を常に念頭に置き其の方策に腐心しつゝある慈善心に富める所の工業主なきにしもあらざるへしと雖とも之れは極めて少數にして寧ろ例外なり。若しも此の少數の例外に屬する所の企業家資本家工業主が漸次其の數を増加するに至らば此の方法は最も適

當なるものと云ひ得へけんも工業が愈々進歩發達し其の組織規模が益々擴大するに至りてや事實の上に於て從來の如く傭者對被傭者間に於ける親密なる情誼關係を有し職工の事情を親しく見聞すること能はざる事情多々益々多きを加ふるに至るへし。果して然らば工業發達の大勢上到底右の如き温情を有する工業主企業家資本家が増加することは決して望むことを得へきにあらざるへし。斯くの如き有様なるを以て徒らに架空を畫き工業主の慈善的設備に依頼して労働者の不慮の災厄に應せしめんとするも其の効果の期し難きは火を賭るよりも明かなり。依是觀之れば工業主の慈善的設備は労働者救護の方法として到底頼むに足らざるを知り得へし。是れ余輩の此の説にも左袒する能はざる所以なり。

第四、保險の理論を應用して特種の保險制度を設け労働者の救濟を行ふ可しとの説。

労働保險制

労働保險に関する概念

是れ所謂労働保険の制度なり。此の説を主張するものは曰く「貧富の懸隔が社會の病的状態なり」と認むることを得は之れか解決の方法に積極的なるものと消極的なるものと二種あること尙ほ人身の疾病に就き衛生法と醫術とあると其の趣を一にせむ。衛生法に依りて疾病の豫防をなすべく醫術に依りて疾病の治療をなすと均しく積極的方法に依りて將さに貧民とならんとする者を保護救済し消極的方法に依りて既に貧民となりたる者を救済するは社會問題の解決の爲めに重且つ要なるものなりとす。而して之れを事實に徴すれば貧民救助制の如きは消極的方法に屬し貯金制保険制の如きは積極的方法に屬す可きものなり。此の消極積極の兩方法は共に社會問題の解決の上に必要缺く可からざるものにして其の關係は恰かも唇齒輔車の如しと雖も就中積極的方法は消極的方法より層一層重要なるものとす。故に此の點より見れば貯金制及び保険制は労働者の不慮の災厄に罹りて將さに貧民に陥らん

とする者を救済する方法として最も適當なるものと言はざる可からず。果して然らば更らに一步を進めて論せんに貯金制と保険制とは熟れか労働者救済の目的を完全に且つ有効に遂行し得らる可きや換言すれば兩制度の優劣奈何と言ふに労働不能に處するの救済方法としては貯金制よりは寧ろ保険制を以て優れるものと云はざる可からず。蓋し此の方法に依るときは夫の貯金制の如く貯金の金高尠なければ従つて救済も亦不充分なりと謂ふか如き短所なく保険團體へ加入して翌日直ちに災厄に遭遇するも其の救済は完全なることを得べく以て其の目的を貫徹するを得るの利あるを以てなり。然りと雖も普通の生命保険團體に在りては工場労働者は危険の度合多きと一口の保険金額の少額にして保険料の繼續的拂込も亦保證し難き等の不利益あるか故に保険業者は個々の契約を喜はざるの有様なり。又労働者側にありても普通の生命保険團體の被保険者となり高率の保険料を拂込むことは彼等の難し

とする所なり。蓋し彼等労働者は一般に地代食料其他萬般の生活費の不当に高價なるにも拘らず其の贏得する所の賃銀は仲間労働者の自由競争によりて最低限度まで引き下げられ一方に於ては高價なる生活費を支拂はざる可からざるに共に他の一方に於ては所得の尠なき都市に生活せざる可からざるか故に此の階級に屬する人民は一般に餘裕なきを常とするはなり。去れば普通の保險制度の理論を應用して特種の保險制度即ち労働保險の制度を設くるの必要あるなり。而して余輩は此の説を以て最も完全なるものと信し之れに賛同するを憚らざるものなり。

#### 第四節 労働保險の種類

前來述べたる所によりて吾人は労働保險の労働者救済の爲めに必要な所以を首肯し得たりと信す。去れば、更に進んで労働者に對して

奈何なる種類の保險を設く可きやにつきて論究する所あらざる可からず。保險の種類は勿論一般に労働者の感ずる所の危險の種類に従ふ可きものにして通常労働者の感ずる危險の主なるものは

- (一) 傷害
- (二) 疾病
- (三) 老衰及び廢疾
- (四) 失職

是れなり。是等四種の危險は一として労働者の頭上に懸らざるはなし。而して總て是等の危險の發生によりて労働者は一時的將た又永久的に労働能力又は労働機會を減少し若しくは喪失すべく其の結果彼等及び其の家族若しくは遺族が常に享受しつゝありし収入は全然杜絶するに至るへし。従つて彼等は常時にありては容易に一戸を構へ得たりしもの是等の事情の發生したるか爲めに獨立を失ひ空しく路傍に彷徨する

に至り遂には貧民の群に入るの止むを得ざるに至るべく更らに甚しきに至りては罪惡を犯すことさへ敢てするものを生せしむるに至ること決して珍とするに足らざるなり。豈に其の境遇たるや誠に憫然たるものならずとせんや。是に於てか是等勞働上の危險を廣く勞働者の間に分配し其れより生ずる損害を他より填補し依つて以て當該勞働者の蒙むる所の經濟上の打撃を可及的輕減せんとの目的を以て次記四種の勞働保險起る。

- (一) 傷害保險
- (二) 疾病保險
- (三) 老廢保險
- (四) 失職保險

即ち是れなり。右四種の保險中第一第二第三の各保險は其の性質相同しきも獨り第四の保險に至りては其の性質前記三種の保險と稍や異な

る所あるを以て同一に論し難き嫌なきにあらざるへしと雖も余輩は便宜上併せて之れを論述することゝなせり。然り而して勞働者救護の上に於ける完全なる制度としては是等四種の保險を平等に普及することに依りて實現せらるゝものなり。されど現今主として歐洲諸國に行はれ居る所のものは前記四種の保險中傷害保險疾病保險及び老廢保險の三種の保險のみにして失職保險に至りては其の經營の頗る困難なるの故を以て今尙ほ各國に普及せられずして唯々僅かに獨逸瑞西其他二三の諸國に於ける都市にありて試験せられつゝあるの狀況なり。従つて前記三種の保險に關する原理及び政策に關する研究の如きは大いに見るべきもの尠しとせされども失職保險に至りては今尙ほ紛糾たるの狀あり。然りと雖も幸にも近年に至り勞働保險の範圍を失職保險にまで擴張するの希望は各國施政家學者の注意する所となるに至り之れか施設の方法につきても審査攻究を怠らす激烈なる議論を聞はしつ

つあるの有様なり。従つて此の種の保険が労働保険として社會上經濟上重要な位置を占め社會政策の上に於て傷害保険疾病保険並ひに老廢保険と共に必要不可欠のものとなるの日も亦遠きにあらざるべきか。兎に角若しも是等四種の労働保険が完全に國內に普及せらるゝに至らば社會改良の上に偉大なる貢獻を與ふ可きや昭々乎として火を賭るよりも明かにして一點の疑を挾むの餘地なかるへし。

而して労働保険の種類につきフリップボグイ博士は左の如き分類をなせり。即ち曰く

「労働者が無職無所得の困難を避けんか爲めに保険を必要とする場合は先づ(一)勞力の需要缺乏より來る所の失職(二)疾病(三)傷害及び(四)老衰の結果たる労働不能又は労働力減少の四種なれども労働者の所得は通例單に自己一身の扶養の用に供せらるゝのみならず又其の家族を養ひ子女を教育するの資たるか故に(五)其の早死の場合に遺族の所得

フリップボグイ博士の分類法

を確保する爲めに寡婦保険及び孤兒保険も亦労働者の爲めに必要なりとす」

Philippovich, E. von : Allgemeine Volkswirtschaftslehre. S. 136.

アレントノ氏の分類法

- と。又アレントノ氏は左の如き分類をなせり。即ち
  - (一)労働者の死亡の場合に於て其家族の所得を確保する保険
  - (二)老衰の場合に年金を支給する保険
  - (三)埋葬費用を得る保険
  - (四)一時的疾病に備ふる保険
  - (五)不治の疾病及び永久的労働不能に備ふる保険
  - (六)職業喪失の場合に賃銀の損失に備ふる保険
- の六種となせり。

Spender, J. A. : The State and Pensions in Old-Age, ch. v. p. 76.

参考書

労働保険に関する概念



本章に關する參考書は卷頭掲載書籍の外に左の數種あり、

1. Blackley, M.J.: Thrift and National insurance as a security against pauperism. 1906
2. Brook, J.G.: The Social Unrest. 1903
3. Davenport, H.J.: Can industrial insurance be depend? (in "Journal of Political Economy," vol. 15, Nov. 1907, pp. 342-45)
4. Fetter, F.A.: The need of industrial insurance. (in "National conference of charities and correction," Proceedings 1906, pp. 464-70)
5. Gatty, R.A.: The Insurance Problem. (in "Chamber's Journal," vol. 84, Oct. 1907, pp. 643-51)
6. Hamilton: Saving and Saving Institutions, 1902.
7. Henderson, C.R.: Modern Method of Charity. 1904.
8. Hillier, A.: Workington's insurance and national prosperity. (in "Empire Review," vol. 6, Sept. 1903, pp. 161-168)
9. Hobson, J.A.: The Social Problem. 1900.
10. Recent progress of industrial insurance. (in "Economist," vol. 65, Sept. 28, 1907, pp. 1626-7)
11. Wilkinson, J.F.: Mutual thrift. 1891.

## 第二章 労働保険の組織經營論

### 第一節 労働保険の組織

労働保険の組織 (Organisation of Workingmen's Insurance) に奈何なる種類ありや。而して其の中奈何なる種類の組織か労働保険の組織として最も適當なりや。今是等の點につきて順次論究する所あるへし。

先ず第一の問題に就きて考ふるに労働保険の組織は其の種類頗る多かるへしと雖とも之れを大別するときは左記の二種となすことを得へし。即ち

- (一) 公營保險
- (二) 私營保險

是れなり。而して公營保險 (Öffentliche Versicherung; Public Insurance; L'Assurance Publique) とは一名國立保險 (Staatsversicherung; State Insurance; L'Assu-

公營保險

私營保險

nee par l'Etat) と稱する所のものにして國家若しくは其の一部を形成する所の行政團體又は自治團體例へば府縣市町村の如きものか其の保險經營の組織者たる場合に之れを公營保險と稱す。従つて公營保險たるには其の經營の組織者 (Organisator) は公法人たるを要す。換言すれば其の經營の主體 (Subject) は公法人たるを要するものなり。反之して私營保險 (Privatversicherung; Private Insurance; L'Assurance Privée) とは一個人若しくは私法人か其の保險經營の組織者たる場合に之れを私營保險と稱するなり。故に私營保險たるには其の經營の組織者か私人又は私法人たることを要す。換言すれば其の經營の主體は私人又は私法人たることを要するものなり。

公營保險の種類

- 公營保險(國立保險)は更らに之れを分ちて二種となすことを得。即ち
- (一) 國家か法律を以て保險經營の組織を定め而して既に存在し若しくは新たに創設する所の國家の行政機關をして其の經營實行の衝

に當らしむるものにして其の保險經營の組織者(Organisator der Versicherung)たる場合にして所謂官營保險又は官立保險と稱するもの

(二) 國家が法律を以て保險經營の組織を定むるも之れが經營の實行は自治團體職業組合等に委して其の所屬人民の保險を行はしめ國家は其の上にて監督裁斷の任に當るものにして其の保險經營の組織者と實行者とが別個のものたる場合にして所謂狹義に於ける公營保險又は公立保險と稱するもの

是れなり。又私營保險も之れを分ちて左記の三種となすことを得。

(一) 營利保險

(二) 單獨保險

(三) 相互保險

即ち是れなり

私營保險  
の種類

以上述べたる所により吾人は保險經營の組織に奈何なる種類ありやに關して略ほ知悉し得たりと信するを以て更らに一步を進めて第二の問題たる奈何なる種類の保險組織か勞働保險の組織として最も適當なりやとふ問題につき論究すべし。而して此の問題を論究するの順序として私營保險中勞働保險の組織として營利保險と單獨保險と相互保險と其の何れが最も適當なりやにつき其の利害優劣の岐るゝ所を見然る後に公營保險殊に官營保險との比較を試みむ。

營利保險  
の勞働保險  
の組織に  
關しては  
適當なる  
所を以て  
論究する

營利保險 (Versicherungunternehmung; Joint-Stock Insurance) なるものは固く營利を目的として成立せるものなるか故に可及的保險料を多く徴收し而かも可及的保險利益を尠なからしめんことに務むるを常とし假令ひ同業者間に行はるゝ所の自由競争の爲めに又は私業に伴ふ經費節約の結果として例外の事實時に或は多少之れなきにあらずと雖とも其の本來の目的に於て業に已に勞働保險の如き社會改良の精神に出でたるも

單獨保險  
の組織  
に於て  
適當なる  
所を以て

のとは其の趣を異にするか故に營利保險は汎く一般労働者階級に普及  
することの頗る難かるべきは固より深く怪しむに足らざるなり。

單獨保險なるものは工業主か自己の經營する工場に備せせる労働者  
の爲めに單獨に行ふ所の保險組織にして公共心に富み慈善心に厚き工  
業主によりて組織經營せらるゝ場合にありては此の組織は労働者救護  
の目的を完全に遂行することを得へしと雖ども方今世上一般の状態を  
見るに此の種の公共心に富み慈善心ある工業主か果して幾人かある。  
數へ來らは恐らくは指を屈するに足らざるべく其の寥々たること思ひ  
半はに過くるものあらむ。果して然らば斯くの如き組織を以て汎く勞  
働者の救護を目的とする所の労働保險の組織として採るに足る可から  
ざるや識者を俟たずして知る可きなり。

相互保險  
の組織  
として  
適當なる  
所を以て

相互保險 (Gegenseitige Versicherung; Mutual-aid Insurance) は營利保險の如く  
に被保險者以外に營業者ありて利益を壟斷するか如きことなく各自共

以當なる所

同に其の費用を分擔し其の利益を分配するを以て主眼となすものなる  
か故に此の種の保險組織は労働保險の組織として私營保險中にありて  
は最も理想上の組織なりと言ふ可し。然り相互保險は労働保險の組織  
として最も適當なりと雖ども労働保險に關する相互保險の組織は通常  
保險に關する相互保險の組織の如くに斯かく單純なるものにあらずし  
て其の種類は

- (一) 多數の労働者か相互救濟の目的を以て組織するもの
  - (二) 多數の備主か其の配下に屬する労働者の爲めに組織するもの。
  - (三) 労働者と備主と相協同して労働者の爲めに組織するもの。
- の三種あるへし。是等三種の相互保險の組織は労働保險として最も廣  
く行はるゝ所のものなり。然り而して是等三種の組織の優劣は保險の  
種類並ひに其の國文化の程度に依りて一様ならざるを以て一概に之れ  
を論斷し難しと雖ども概して過去の經驗及び各文明國の實例に基き

之れを言へば傷害に對する保險(傷害保險)にありては多くは前掲第二種の組織によるは各國其の軌を一にせるものゝ如し。蓋し方今文明國の立法例に於ては一般に工場内に於て發生する傷害を以て工業主の責任に歸し工業主をして業務上の傷害に對する救済の義務を負擔せしむるを常とす。然るに此の負擔の義務たるや大工場主に在りては敢て之れを難しとせざるべきも小工場主に在りては之れか爲めに其の資本の大部分を奪ひ去らるゝの場合尠しとせず。是に於てか工場主の間に一の組合を設け相互保險の組織に依りて此の負擔を各自間に分配するの必要起れるなり。是れ第二種の相互保險組織か傷害保險の組織として況く行はるゝ所以なりとす。次に疾病に對する保險(疾病保險)にありては前掲第一種の組織に依るものと第三種の組織に依るものと稍や伯仲の間にあるものゝ如し。而して老衰及び癡疾に對する保險(老癡保險)にありては或る特種の場合を除きては第三種の組織に依りて經營せらるゝ

を常とす。是れ此の種の保險は救済の方法として多額の一時金を給與するか若しくは終身年金を給與せざる可からざるを以て比較的多額の保險料を醸出せざる可からず。然れども之れ到底労働者の獨力を以て應し難きは見易きの道理にして歐洲諸國に於て皆な工業主と労働者と相協同して労働者の爲めに組織せる所以は實に之れか爲めなり。而して失職に對する保險(失職保險)に至りては主として第一種の組織に依りて經營せらるゝもの多きを占むるか如し。是れ説明を俟たずして知り得べきなり。

以上論述せる所によりて労働保險は通常保險と異なり固と是れ社會改良の精神に基きて企畫せられたるものなるか上に其の費用多くして負擔輕からされは營利保險の組織は到底之れに適せざる可く單獨保險の組織は之れに適するも完全に其の目的を達すること期し難かる可し。従つて結局公營保險殊に官營保險の組織に依るか相互保險の組織に依

るか二者其の一に出でざる可からず。今左に兩組織の利害優劣を比較するに

- (一) 公營保險にありては其の經營者たる國家が確實ならんには其のものによりて附與せられたる所の保證は其の國內に於ける私人又は私法人より成れる所の私營保險によりて與へられたる保證よりも遙かに勞働者に取りては安全且つ確實なり。
- (二) 公營保險にありては保險金支拂を停止せらるゝか如き危險は私營保險よりも少なきを以て被保險者に安心の念を與ふ可く其の結果勞働者の保險加入を奨勵し易かる可し。
- (三) 公營保險は私營保險よりも經營の統一を期することを得可く従つて保險經營に要する費用の節約を爲し得ると共に保險行政につき利便多かるへし。
- (四) 殊に老廢保險にありては其の救濟たるや永久に亘るか故に私營

保險によりて此の種保險の經營せらるゝは概して危險の虞なきにあらざるのみか其の救濟の費用の莫大なるよりして國家か之れに多少の補助を與ふるに非されは勞働者は保險料の負擔に堪へざるの憂あり。故に斯かる場合には公營保險は私營保險よりも遙かに優れるものなりとす。

以上述べたる如く公營保險には是等種々なる利益の伴ふか故に勞働保險としての公營保險就中官營保險は漸次各文明國に行はるゝに至れり。而して近年に至りては自由放任主義を標榜せる英吉利に於てすら勞働保險としての官營保險は識者の注意を惹くに至りたる結果一千九百十一年五月四日大藏大臣ロイド、デービス氏は國民保險法案(官營勞働保險法案)を英國議會下院に提出し全會一致を以て下院を通過せるを見ても奈何に勞働保險の組織として公營保險の組織の適當なるかは略ほ洞察するに難からざる可し。ホブソン氏は勞働保險の組織として公營保險の

組織の利益なることを説いて曰く

「各種の保険は明かに公營事業として最も適當なる形式のものたり。蓋し文明國の政府によりて爲されたる保證は其の國內に於ける私的團體によりて爲されたる保證よりも遙かに優れるものなり。而して尙ほ更らに保険の經營費は一層低廉にて足ればなり」。

Hobson, J.A.: The Social Problem. ch. X, p. 197.

### 第二節 勞働保險の經營主義

前節に於て吾人は勞働保險の組織問題に關して論述する所ありたるを以て本節に於ては更らに進んで最も議論の喧かき勞働保險の經營主義に就きて理論上並びに實際上の二方面より慎重に論究する所あらんとす。

勞働保險の經營主義の二

勞働保險の經營主義に二個の形式あり。即ち

- (一) 強制保險の主義
- (二) 任意保險の主義

是れなり。是等二個の區別は通常保險にありては問題とならざれども勞働保險にありては極めて重大なる問題にして而かも最も難問たり。而して其の採否の奈何によりて勞働保險制度の上に重大なる影響を及ぼすものなるか故に最も慎重に論究するの要あり。

抑も此の二主義の分岐する所は強制加入(*Compulsory insurance*)の有無に存す。之れを詳言すれば強制保險(*Zwangsgesetzliche Versicherung*; *Compulsory insurance*)とは國家が工業主及び勞働者に對して勞働保險に加入するの義務を負はしむるものを云ふ。換言すれば強制保險にありては被保險者たる可き資格を一定し之れに該當するものは事情の奈何を論せず理由の有無を問はず悉皆法律の強制力によりて勞働者及び工業主を強制して保險に加入せしむるを云ふなり。而して任意保險(*Freiwillige Arbeiterversicherung*;

兩主義の性質

Voluntary Insurance) は之れと其の性質を異にし工業主及び労働者は法律上何等の拘束を受くることなく保険を附すると否とは全く各人の自由なるものを云ふ。従つて任意保険につきましては其の性質明かにして毫も疑を挟むの餘地なれども強制保険につきましては疑の存するものあるを以て之れを明かにするの要あり。即ち余輩は強制保険の定義中にも示したる如く強制保険の要件としては強制加入 (Betrittszwang; Compulsory entrance) の主義を採用するを以て足り強制設備 (Organisationszwang; Compulsory Provision) の有無は敢て問ふ所にあらずと信す。尙ほ他の言を以て之れを謂へば強制保険たるには唯た労働者及び工業主を強制して保険に加入せしむるを以て足り其の保険設備の強制的たると任意的たるとは敢て問ふ所にあらずと云ふにあり。然るに或る一派の學者は此の定義に對して異議を唱へて曰く「強制保険の要件としては強制加入の外に強制設備を備ふることを必要とす」と。今此の論者の説に従へば強制保

險たるには國家が法定の保険設備をなすか若くは工業主又は労働者を強制して法定の保険設備をなさしめ而して之れに加入することを強制するを要すとするものにして強制保険の要件として(第一)強制設備及び(第二)強制加入の二形式を具備することを要すとすもの如し。然りと雖も余輩を以て之れを見せしめば此の説たるや其の根本に於て大なる誤謬なきを得すと信す。固より強制保険の目的を終局まで完全に遂行せんと欲せば此の二條件を充たさざる可からざるは言ふを俟たざる所なれども強制保険たるには必ずしも強制設備を俟つて始めて行はるゝものにあらずして強制設備なき場合と雖も特定の條件に基きて公認せられたる保険設備に就き加入を強制するときは強制保険の目的を達すること敢て難きにあらざる可し。歐洲諸國に於ける實例は之れを證して餘りあり。例へば一千八百九十八年伊太利に設立せられたる傷害保険制度一千九百〇一年和蘭に設立せられたる傷害保険制度及び



一千八百九十六年瑞西のバーセル市に設立せられたる失職保険制度の如きは此の適例なり。之れに反して唯た強制設備のみ存在して強制加入の主義を取らざる場合にありては強制保険は何に依りてか其の目的を達することを得んや。其の結果は唯た保證の鞏固なるの外任意保険と毫も異なる所なかる可し。夫の官營保険局を設立して而かも強制加入の主義を採らざる所に就きて之れを徴すれば此の事實は明かに之れを認むることを得可し。例へば一千八百八十三年以後一千八百九十八年三月に至るまで伊太利に設立せられ居たる國立傷害保險銀行一千九百〇一年瑞典に設立せられたる國立傷害保險局の如き其の著例なりとす。

依是觀之れは余輩は強制保険の要件としては強制加入の主義を採用するを以て足り保險設備の強制的たるを任意的たるとは敢て問ふ所にあらずと斷言して憚らざるものなり。ツイカース教授も此の點に關して

は余輩と其の見解を同ふせるを見る。故に余輩は次章各國の勞働保險制度を述ふるに當りても此の理論を固守し強制加入の主義を採りたる場合に於ては任意設備を認めたるべきと雖とも之れを強制保険として取扱ひ之れに反して強制加入の主義を採らざる場合に於ては強制設備を備へたる場合と雖とも之れを任意保険として取扱はんを欲す。

強制保険と任意保険とを比較して其の優劣得失を理論上より斷定することは容易の業にあらずと雖とも今試みに學說上より一般に此の兩主義の利害得失の分岐する所を觀察せんに從來之れに對する議論區々にして一定する所なかりしのみならず今日にありても學者間に殆んど定論として見る可きものなきか如し。

先づ強制保険主義の論者の主張する要點を摘記すれば左の如し。

(第一) 強制保険は勞働保險を一般勞働者階級に迅速に普及することを得ること任意保険の場合に比して遙かに容易の業なりとす。蓋し勞

強制保險  
の優  
と任意保險  
の優

強制主義  
の論者  
の主張  
する  
要點

働者の大多數は保險を附することなくして偶然の事故發生したる際に當りて公共の救助又は私人の慈善に依頼して之れか救濟を受けんとするものゝ如く或は稀に一部の労働者は保險の必要を感せざるにあらずとするも彼等の境遇たるや屢々之れか實行を妨げ自から進んで斯かる忍苦を敢てする者頗る稀なるを常とす。或る他の一部の労働者は保險を附するの餘裕存するにも拘らず保險思想なき爲め多くは保險の何たるやを解せずして素りに支拂停止を怖れ又は疾病傷害に遭遇せざることを僥倖する等の原因よりして自から進んで保險に加入することを欲するもの尠なからむ。されは是等の事情ある労働者階級に屬する大多數は強制的に保險に加入せしむるにあらずれば到底自發的に其の改善を望むこと頗る難く奈何に完全なる設備を有し又奈何に便益なる方法を示すも任意主義は到底強制主義に及ぶものにあらず。故に不慮の危険發生の結果労働者の受く可き損害の救濟方法としては強制保險を措

いて他に良策あることなし。勿論強制保險にありては任意保險と異にして労働者の保險に加入するの事實は彼等か保險の必要を自覺したる結果にあらざるか故に一般に保險の利益を悟るまでは彼等労働者は強制的加入に反抗し政府の命令に背反し法令の違反者なきにあらざるへけんも之れは一時的の現象に止まり施行後幾許もなくして其の利益を悟り寧ろ之れを歓迎するに至る可きは明々白々にはして火を睹るより明かなり。

(第二) 強制保險にありては工業主は自己の負擔を出來得る限り輕減せんとするの結果労働者か受くる災厄の數を可成的減少することに努め或は機械の裝置を完全にし或は工場内の衛生設備を完備する等種々なる方法手段によりて危険發生の機會及び程度を人爲的に減少することに努むるは自然の趨勢なり。果して然らば工業主は一方に於て危険の發生に對して充分なる豫防設備を講ずると同時に他方に於ては若し

労働者にして災厄に罹りたる場合には其の災厄の程度の極めて輕微なる間に充分なる治療を施し以て大事に至らしめざることに盡力するは必然の勢なり。故に強制保険は其の施行の當初にありては災厄數は多少増加するの傾あるやも計り難けれども結局は其の數を減少するの効あるものなり。

(第三) 加之ふるに強制保険は僱主對労働者間に於ける關係を益々改善す。蓋し兩者の間に蟠かまれる所の普通の争議事件の裁決若しくは調停等を政府に委し政府の指導に従ひて冷靜且つ虚飾なく議論を闘はし互に自己の抱く所の胸中の意見を吐露し結局相互の意思疏通するに至り工業主は労働者の困難に對して救助を與ふるに紊ならざるに至る可く労働者は工業主を徳とするに至るへければなり。斯くの如くにして我利的觀念を離れて廣く共同の利益を圖る所の所謂公共的道義心 (esprit de corps) の發達を來す可し (Pinkus, N.: Workman's insurance in Germany.

任意主義  
論者の  
主張する  
要點の

p. 383. in "Commons; Trade Unionism and Labour Problems, ch. XXVI.")

而して之れに對して任意保険主義の論者の主張する要點を摘記すれば左の如し。

(第一) 強制保険の主義を執る場合に於ては労働者が保険に加入するの事實は保険の必要を自覺したる結果にあらずして唯た政府の命令に違背することを恐るゝか爲めに止むを得ず義務的に加入するに過ぎず。従つて立法の精神は彼等労働者の間に明かならず社會組織に對する彼等の不平怨嗟の聲は到底之れに由つて鎮定することを得ざる可し。若し夫れ任意保険にありては然らず。労働者の保険に加入するは彼等か保険の必要を自覺したる結果なるを以て其の思想は全く之れと其の趣を異にす可し。

(第二) 加之ならず強制主義の保険の下にありては工業主は自己の意思より出するにあらずして均しく強制の結果多少其の保険費用の幾部

を負擔するにも係らず労働者の工業主に對する態度極めて冷々淡々にして工業主を徳とするの念更らになく寧ろ之れを以て工業主の當然の義務なりとなせり。是に於てか工業主對労働者間の感情は大いに傷けられて其の友誼的道義的倫理的基礎を頽敗せしむるの恐なしとせず。

従つて社會の調和に益すること尠なしと云はざるを得ず。而るに任意保険にありては最初より全然他より何等の強制を受くることなく自己の意思よりして多く労働者救済の爲めに工業主か労働者と協同して之れか企畫を爲すものなるか故に工業主と労働者との調和を圖り感情上の調和を保持することを得可し(Farnham, H. W.: Psychology of German Workmen's Insurance. p. 113. in "Yale Review" vol. 13. May 1904?)

(第三) 強制保険にありては強制の結果保険技術上被保険者となり得ざる程度のもをも被保険者たらしむること多きを以て保険の純理を脱却して全く保護救助の主義に近かしむるものなり。然るに任意保険

にありては保険に加入すると否とは全然各人の自由なるを以て被保険者となるの資格なきものは當然保険に加入することを得ず。従つて保険の純理を脱却するの恐あることなし。

(第四) 強制保険にありては自助獨立の精神を薄弱ならしめ常に他に對する依頼心を養習するに至る可し。蓋し此の場合に於ては労働者の個人的經濟に代ふるに國家的援助を以てすればなり。之れに反して任意保険にありては直接に國家の援助もなければ工業主の援助もなきを以て常に他人に依頼するの念を持たしめず。其の結果労働者の自助獨立の精神を薄弱ならしめざるのみならず更らに一步を進めて自助獨立の精神を涵養するを得可へきなり。

以上は兩主義の大意にして之れに對する賛否の議論の分岐する所なるが公平なる眼を以て之れが觀察を下せば兩説に對して是認し得可き點と是認し得可からざる點とあり。元來労働保険なるものは労働者の

兩説に對  
する批評

安寧を保持し社會改良の美果を收むるを以て目的となすものなるか故に兩主義の利害優劣は之れを理論上より断定することを得るものにもならずして保險の種類其の國の文化の程度其の國民の氣風等を參酌して之れか適否を決定せざる可からず。今簡單に之れを言へば取締の極めて困難なる失職保險に強制主義を適用せんか却つて保險の基礎を薄弱ならしむるの虞あり。従つて此の種の保險に強制主義を適用することは不適當のものたるを免れず。其の他の保險即ち傷害疾病及び老廢に對する諸保險にありても其の國文化の程度其の國民の氣風等によりて之れを決せざる可からず。固より労働保險は通常保險に比して事故發生の數多かる可く従つて危険率も亦多きものなるか故に廣く全國に亘りて若しくは汎く可及的多數の労働者を保險に加入せしむるにあらざれば到底豫期の効果を收むること能はざる可し。然るに文化の程度高く自治の精神に富める國民を除きては保險の必要を充分に自覺して自

から進んで保險の加入を申込みか如き労働者は殆んど九牛の一毛にたも過ぎざる可く従つて多數の被保險者を得ること復た容易の業にあらざる可きは言はずして明かなり。斯くの如き事情あるか故に文化の程度高く自治の精神に富める國民(例へばアングロサクソンの國民)にありては強制保險は害ありて益なく任意保險に依ること穩當ならんも之れと正反對の性質を有する國民(例へば獨逸奧太利の如き)にありては強制保險に依るの外容易に其の成效を見る能はざる可し。般鑑遠からず伊太利に於ける實驗は蓋し其の好例を示すものならむ。今參考の爲めに左に之れを抄録せむ。

前世紀の末葉に當りて獨逸か強制保險制度の實行に着手するや當時伊太利に於ても亦之れに類似の計畫ありしと雖も國民の多數は斯かる制度の實行を喜ばず寧ろ從來の貯蓄銀行又は<sup>救済</sup>經濟組合の如き労働者に密接なる關係を有せる機關を利用して新たに傷害保險銀行の制度を

伊太利に於ける實驗

設け以て罹災救済の目的を達せしむへしとの議漸く勝を制し終に一千八百八十三年七月八日の法律はかゝる目的を達し得へき国立銀行の設立を認め茲に政府及び従來の銀行同盟の契約に基き国立傷害保険銀行 (Cassa Nazionale di Assicurazione per gli infortuni degli operai sul lavoro) の設立を見るに至れり。

今一千八百八十四年より一千八百九十二年に至るまでの国立傷害保険銀行の成績を見るに

年 度	被 保 險 者 數	年 度 末 に 於 け る 被 保 險 者 數	支 拂 保 險 金 額
一八八四	一、六六三	四四三	一、九四八
一八八五	一、二五二	一、三八三〇	二、九六九
一八八六	三、五六七八	三、一八三〇	五、七七六〇
一八八七	四、五、五三六	四、六、五二二	六、一、七一六
一八八八	六、四、三六六	六、五、四一八	九、四、二八四

一八八九	九、三、六二五	八、六、六四五	一、四、一、一六九
一八九〇	一、三〇、五四四	一〇、一、三七二	一、七、三、六四七
一八九一	一、一四、七〇二	一〇、七、四三二	一、七、七、四四一
一八九二	一、二、三、四七〇	一、一、二、四八五	一、八、七、二八一

伊太利に於ける国立傷害保険銀行は右表によりて之れを見れば設立後逐年被保険者の數を増加し其の成績の見る可きものありし如き觀ありとも之れを他方より觀察するときには假令ひ被保険者の數は漸次増加の趨勢を示し其の成績の見る可きものなきに非ざりしと雖も所謂任意主義の一大缺點なるものも亦明かに右表によりて之れを立證するに難からず。奈何となれば約九百萬の労働者を有せる一大政府の保護獎勵の下に設立後十餘年の星霜を經過するも其の救済保障を得んとする者は僅かに全國労働者の百分の一半に充たす。而かも其の茲に至るまでには勸誘獎勵殆んど至らざるなく殊に當時全國各地に深く其の根底

を有し労働者間に無限の信用を博したる一種の團體(Patronage)の如きは該保険の目的を賛して極力之れか加入に協力せるにも拘らず尙ほ如上の成績を得たるに過ぎざるの一事は奈何に完全なる組織を有し卓越せる方法を採用するも任意主義の保険制度の實効は到底豫期の如く良好なるものに非ざることを證するに足る可ければなり。加之るに更らに之れを精密に研究するときは該被保険者の四割強は自から保険を附せるものに非ずして僅かに傭主の恩恵に依りて之れに加入せるに過ぎず。斯くの如きは労働者の不慮の災厄に對する救済方法として任意主義の不適當なるを證して餘りあり。

京都市法學會雜誌第四卷第六號一一八一—一二二頁參照

依是觀之れは吾人は保險制度を採用するに當りて強制任意の何れの主義に依る可きかを決定するには須らく其の國文化の程度其の國民の氣風等を參酌して取捨選擇することを要す可きものなることを知悉せ

斷案

り。是に於てか吾人は知る今日任意保險の「アングロサクソン」の諸國に於て成効し強制保險の獨逸に於て成効し文化の程度獨逸と同等若しくは其の以下にして其の國民の氣風獨逸と同じき諸國に於て漸次強制保險に傾むくの徵ある敢て怪しむに足らざることを。

### 第三節 保險費用の負擔問題

労働保險に關する費用即ち保險料其の他保險の經營に要する費用の負擔は之れを何人に歸せしむ可きやの問題は保險の經營を強制とす可きか將た又任意とす可きかの問題に次いで最も重要なものにして而かも最も議論ある所のものなり。勿論保險の純理より云ふときは被保險者として保險の利益を享受する所のものか保險の費用を全部支辨す可き義務あるは當然の事柄なるか労働保險は固く社會政策上の必要より出てたるものなるか故に多少保險の經濟的原則を離れたる方法によ

りて保険の費用を徴収するの途を講ずるの要ありとす。蓋し元來勞働  
保険は通常保険に比して莫大なる經費を要するか故に被保險者より醸  
出する保險料のみを以て保險を經營せんと欲せば比較的高率の保險料  
を徴収せざる可からざることゝなる。然れども翻つて勞働者階級の所  
得の狀態を見るに勞働者の日々贏得する所の所得は概して僅少なるを  
常とするか故に此の些少なる所得を割きて保險料を醸出せしむるも到  
底充分に其の目的を達すること能はざる可きは識者を俟たずして知り  
得へし。是に於てか工業主をして尙ほ幾分を負擔せしめ更らに進んで  
國家をして之れか補助をなさしむるの必要起り來るは勢ひの兎る可か  
らざる所なり。是れ近時歐洲諸國の勞働保險に於て保險の費用を勞働  
者工業主及び國家が共同に分擔するの傾向を呈するに至りたる所以な  
りとす。彼の獨逸帝國の實例は其の一例たり。即ち同國に於ける保險  
費用の負擔分配の狀態を見るに傷害保險の費用は全部工業主の負擔す

工業主が  
費用を負擔  
し、保險料  
を徴収する  
理由

る所にして疾病保險の費用は工業主が全費用の三分の一を負擔し勞働  
者か其の殘餘の三分の二を負擔し老廢保險の費用は工業主及び勞働者  
が平等の割合を以て其の費用を分擔し國家か之れに加へて被保險者一  
人に對して年額五十マルクの割合を以て國庫補助金を下付し居れり。  
社會の進歩發達は一方に於て富めるものを生し他の一方に於ては貧  
窮せるものを生す。而して一は斷るす其の富を加へ他は不斷に貧窮の  
奈落に陥るものを生す。彼の巍然として大工場の大空に聳ゆるは工業  
主の日々刻々其の富の増加を示し營々として我々骨々場内に勞働する  
ものは家を舉げて夙夜工場に碎骨粉身す而かも尙ほ饑餓を救ふに難き  
を示す。社會の進歩發達は其の富の増加と共に又従つて各人も富まさ  
る可からざるの理なり。然るに却つて不合理に富の増加と共に愈々益  
々貧富の懸隔は甚しからんとす。是れ奈何なる原因より生するや。元  
來資本と勞力とは共に生産の要素にして之れか輕重を附し得べきもの



にあらす。従つて其の所有者たる資本家と労働者とは車の兩輪の如く離る可からざる對等の人格的關係にあるものなれども近世の資本主義の下にありては資本家の數の僅少なるに比して労働者の數は非常に多く相互の競争従つて激甚なるあり。生産方針の變更又は機械の改良等によりて労働の機會も亦變動するあり。斯くて労働者の地位頗る不安全不確實なるを免れざるに資本家の地位は甚た安固確實にして労働契約上頗る優勢の地位を占む。是に於てか法律上の所謂契約の自由平等は單に形式に止まり實際は頗る不自由不平等なるの實を現す。形式と實際との此の相違こそ實に一方に於ては資本家が富み他方に於ては労働者が貧窮の奈落に陥るの因をなすものなり。故に資本家は労働者を壓服して贏ち得たる所の利益の部分は所謂不當利得たるものなり。従つて斯かる不當利得は宜しく當該労働者に返還すべき義務あるものなり。是れ資本家をして保險費用の一部を負擔せしむるの寔に其の當を

得たるものと云はざる可からず。殊に傷害保險の場合にありては資本家に保險費用を負擔せしむるの一層有力なる理由存す。即ち傷害保險にありては他種の労働保險と稍や其の趣を異にして其の目的とする所は業務上より生じたる傷害を救済するにあり。而して業務上の傷害の原因は多くは工業自體の工程より發生し來るものにして工場設備の不完全若しくは機械の變調等外部の事情に基きて發生する所の偶然の災厄にして之れを統計に徴するに雇主若しくは其の代理者監督者の直接の過失より生ずる傷害は百分の二十を超えざるも職業固有より胚胎する所の傷害は實に百分の五十以上に達せるを見れば又以て其の一般を推知するに難からざる可し。然り而して彼の疾病老廢の如き自然的若しくは内部的状態として發作するものは其の趣を異にす。去れば業務上の傷害に對する責任は全然工業主をして負擔せしむるは誠に至當の事柄に屬するなり。是れ現時各國の保險制度に於て其の費用は全部若

國家を  
保險し  
むるに  
用する  
費用は  
社會上  
の理由  
によつて  
政治的  
理由に  
由る

しくは大部分を工業主の負擔に歸せしむる所以なり。

次に労働保險の費用を國家に分擔せしむることは社會政策上の理由と財政上の理由より生ずるものなり。先づ社會政策上の理由より述べんに元來國家は社會政策上社會改良の爲めに最も緊要なる事業に對しては財政の許す限り相當の費用を支出すへきは國家としての當然の義務なりとす。果して然らば労働保險は社會政策上の理由より案出せられたるものにして社會改良の方策として最も有效なる事業たる以上は國家か之れに向つて財政の許す限り相當の補助を與へ之れを保護獎勵するは國家當然の義務を果すものと云ふべきなり。フィリップovich氏は曰く

「國家が保險費用の一部を負擔する時換言すれば労働者又は工業主の保險料を比較的僅少の額に定め其の不足を國家か自から補ふの手段に出るときは其の負擔は結局納税者の雙肩に懸ることゝなる。從

社會上  
の理由  
によつて  
政治的  
理由に  
由る

つて保險の原理は茲に全く破棄せらるゝことゝ爲る次第なり。故に國家か斯かる補助をなすは社會的義務の觀念詳言すれば困窮者の救助は社會全般の義務なりとの觀念に出することにして畢竟貧民救助の一形式と見做すことを得るなり」

Philippovich, E. von: Allgemeine Volkswirtschaftslehre §136.

と。又以て國家が保險費用の一部を負擔するの理由は社會政策上の必要に基けるものなることを推知するに難からざる可し。

國家が労働保險に關する費用を負擔するは常に社會政策上の理由に基けるのみならず更らに財政上の理由に依るなり。顧ふに労働保險なるものは既に屢々述べたる如く労働者階級をして或る偶然的災厄の爲めに貧民に陥ることを豫防するの設備なり。而して此の設備にして不完全ならんか貧民は次第々々に増加して殆んど其の底止する所を知らざる可し。現に歐洲諸國に於ては貧民救助を以て公共の義務となし貧

民救助制 (Poor Relief System) を設けて貧民の救助に熱中しつゝある故なきにあらざるなり。而して之れか爲めに支出する所の金額に至りては歳を逐ふて益々増加するの勢なるを以て各國の政治家財政家は頻りに之れか方策に腐心し或は可及的貧民の範圍を制限し其の數を減縮せんことを圖り或は自宅救助を縮小して救貧院救助 (Workhouse Relief) を勵行し依つて以て濫惠の弊を矯むる等種々なる方法手段を設けて之れか費用の縮減を圖るも其の費用の増加は滔々として水の低きに流るゝか如く其の底止する所を知らざるの有様にて之れか防止の方法にして充分其の效を奏したるものは未だ之れなきか如し。此の時に當りて一千八百八十三年に獨逸帝國が貧民救助制に代ふるに強制的勞働保險の制度を以てせしより以來貧民數は減少の傾向を現はし來り従つて貧民救助費は漸次減少の傾向を生ずるに至りし一事は大いに注目し價するものあり。今シュモラー、ツァーン及ヒヘンダーソンの如き諸學者の調査せる統

計によりて之れを見るに一千八百八十三年より一千八百九十年に至る八箇年間に於て柏林市に於ける貧民數は全人口の一、二九パーセントより一、二二パーセントに減せり。その他バーメン、ドルトムント、エルバーフェルト及ヒエルフルト等に於ても亦柏林の如く貧民救助費の減少を來せり。(Henderson, C. R.: Modern Method of Charity, ch. I, p. 74) 又クレフエルト、マインハイム、エルフルト等の如き都市に於て就中ハンブルヒに於ては一千九百〇四年に於ける人口は一千八百九十二年に比して大約二分の一以上の増加を來せるに拘らず貧民救助費の給與を受くる人數は増加せざるのみならず積極的に減少せり (Münsterberg in Schmoller's Jahrbuch, XXVIII, s. 219, 1904) 而してフランクフルトに於ては一千八百八十四年より一千八百八十五年に至る二箇年間に於て全人口三十六人に對して貧民救助費を受くるもの一人の割合なりしもの一千九百〇二年に於ては全人口五十五人に對して貧民救助費を受くるもの一人の割合

となれり (Zahn: Die Deutsche Arbeitsversicherung als soziale Einrichtung, s. 26. 1904)。斯の如く一千八百八十三年以來貧民數は漸次減少の傾向を呈し來りしかども貧民救助の爲めに支出する金額に至りては物價騰貴の爲めに生活費の上騰を來したるか故に今日に於ても比較的著しき減少を示すに至らずと雖も然かも商工業の迅速なる進歩あるにも拘らず貧民數か以前より増加の傾向なく寧ろ減少の傾向を示すてふ一事は確かに勞働保險の制度か貧民増加の勢を防止するに與りて力ありしことを知るに足る可きなり。然らば即ち獨逸政府か勞働保險の爲めに鉅額の補助をなせるも之れか爲めに貧民救助費の増加を防ぐことを得たるは一方に失ふ所あるも他方に得る所ありて一國財政の上に於て彼我損益する所なしと云はざるを得ず。若し夫れ今後數十年數百年の後に至り此の保險制の爲めに貧民の數著しく減少するに及ば、獨逸政府は財政上偉大なる功績を奏したる者となる可し。要之するに勞働保險に對す

る國家の補助は社會政策上並ひに財政上至當にして且つ必要の處置なりと云はざる可からず。

#### 第四節 保險適用の範圍

勞働保險適用の範圍換言すれば奈何なる種類の勞働者に此の保險を適用す可きやの問題は任意保險制の下にありては何等問題となることなしと雖も強制保險制の下にありては此の決定は非常に重且つ要なるものなりとす。蓋し強制的に保險に加入せしむ可き勞働者の種類確定し居らざるときは強制保險制の基礎常に動搖し居りて統一する所なかる可く従つて強制保險の目的を完全に遂行することを得ざる可ければなり。されば余輩は以下少しく強制保險制に於ける保險適用の範圍につき攻究する所ある可し。

強制保險制の下に奈何なる種類の勞働者を加入せしむ可きやと云ふ

保險適用の範圍を決定する標準

に此の問題につき從來種々の主義ありたれとも之れを大別すれば左記の三説となすことを得へし。即ち

(一) 豫め最高賃銀額を一定し置き其の賃銀額以下の賃銀を贏得する所のものは職業の種類の奈何を問はず一切之れに加入せしむ可しとの説。

(二) 豫め職業の種類を一定し置き其の特定の職業に従事するものならんには其のものゝ贏得する賃銀額の多寡奈何を問はず一切之れに加入せしむ可しとの説。

(三) 豫め職業の種類と最高賃銀額とを一定し置き特定の職業に従事するものにして特定の賃銀額以下の賃銀を贏得する所のものは一切之れに加入せしむ可しとの説。

是れなり。今順を追ふて之れを評せむ。

先づ第一に第一説に據れば豫め最高賃銀額を一定し置き其の賃銀額

以下の賃銀を贏得する所の労働者は職業の種類の奈何を問はず一切強制的に保険に加入せしめんとするにあり。従つて豫定せられたる最高賃銀額以下の賃銀を贏得するものならんには其のものゝ従事せる職業の種類は敢て問ふ所にあらざるなり。然りと雖も此の説は決して正鵠を得たるものと言ふことを得ず。其の理由とする所は此の方法に依るときは一定の賃銀額以下の賃銀を贏得するものならんには其の職業の種類を奈何を問はず強制的に保険に加入せしめらる可きものなれども唯た賃銀額を決定するのみにて職業の種類の奈何を問はざるときは保険の實行に際して錯雜なる關係を生し其の範圍を決定するに就きても其の間に統一を缺き公平を保持し難きことある可し。故に此の方法は簡單なるの點に於ては優れりとするも余輩の首肯し得べき方法にあらざるなり。

次に第二説に據れば豫め職業の種類を鑛山採掘業、製鹽業、製鐵業、海

陸運輸業、土木建築業、農業工業、商業等の如く特定し置き其の特定の職業に従事するものは其のものゝ嬴得する賃銀額の多寡奈何を問はず一切強制的に保険に加入せしめんとするにあるなり。然れども此の説も亦第一説と均しく余輩の首肯し得ざるものなりとす。其の理由とする所は元來賃銀なるものは熟練労働者と不熟練労働者によりて異なるのみならず普通の労働(例へは小使人夫荷上げ人足鐵道工夫郵便配達夫紡績職工燐寸職工坑夫等の如き)と持種の労働(例へは洋服裁縫師、美術工藝匠、玻璃職工、器械職工、大工左官等の如き)によりて異なるものなり。故に單に労働者と云ふも熟練労働者又は特種労働者の嬴得する所の賃銀は往々にして精神的職業に従事するもの(例へは教員官公吏書記其の他會社銀行の下級役員の如き)の給料俸給より遙かに大なるものあり。斯くの如く肉體的労働者の或る者に至りては精神的職業に従事するものより其の所得多きか故に此の種の労働者にありては保険の必要を感す

ること割合に尠なかる可く寧ろ精神的職業に従事するものにして却つて肉體的機械的労働に従事せるものに比して労働保険の必要を一層痛切に感ずるもの決して尠しとせず。故に保険適用の範圍を獨り職業の種類を特定するのみにて其の嬴得する所の賃銀額の多寡奈何を問はざる所の此の方法は決して正鵠を得たるものと云ふことを得ざる可し。是れ余輩の此の説に賛成し得ざる所以なり。

最後に第三説に據れば豫め職業の種類と最高賃銀額とを一定し置き特定の職業に従事するものにして特定の賃銀額以下の賃銀を嬴得する所のものは一切強制的に保険に加入せしむ可しと云ふにあり。例へは彼の獨逸の労働保険制に於て鑛山採掘業、製鹽業、石坑製鐵所工場、海陸運輸業、土木建築業其の他原動力を使用する工業及ひ手工業に嬴得せられ居る所の労働者にして年額二千「マルク」以下の賃銀を嬴得するものは一切強制的に保険に加入するの義務ありとするか如きは其の適例なり。

是れ余輩は此の方法を以て最良の方法なりと信するものなり。奈何となれば此の方法に據るときは特定の職業に従事するものにして一定の賃銀額以下の賃銀を嬴得するものは其の肉體的労働者たると精神的労働者たるとに論なく一切強制的に保険に加入せしむるを以て保険適用の範囲を劃一的に限定するを得べく従つて労働保険の目的を完全に實行するを容易ならしむるの利益あればなり。然れども此の方法を適用するに當りて特に注意せざる可からざるは職業の種類を特定するに就きても最高賃銀額を一定するに就きても最初は極めて狹隘なる範囲に止め置き充分保険經營に對する經驗の積むに従ひ其の範囲擴張の必要を感じるに至るに及んで漸を以て之れを擴張することを要するにありとす。

### 第五節 救済の範圍

労働保険に於て被保険者を救済するの範圍は之れを奈何にして決定すへきやと云ふに此の問題は三種の方面より研究せざる可からず。即ち救済の條件方法及び程度之れなり。今順次是等の諸點に就き攻究する所あるへし。

救済條件

救済の條件に關する問題は保険の種類に依りて其の趣を異にすへきか故に之れを概括的に論斷するを得ず。故に余輩は各場合につき一々之れを論することなせり。

傷害保険に於ける救済條件

先づ第一に傷害保険に於ける救済條件を見るに傷害に罹りたる労働者か成規の救済を受けんと欲せば左の諸條件を具備することを要す。即ち

(一) 傷害か被保険者の故意又は重大なる過失の爲めに起りたるものにあらざること。

(二) 被保険者か傷害の爲めに休業することか一定の期間以上繼續す

ること。

是れなり。是等二個の條件を具備するときは被保険者は成規の救済を受くることを得るものとす。而して今第一の條件に就きて考ふるに傷害か被保険者の故意に出でたることを以て其の條件となすことにつきては何人も疑ふ者なかるへしと雖も重大なる過失は之れを救済の條件となす可きや否やにつきては多少議論の存する所にして又諸國の實例を見るも之れを以て救済の條件となさざる所あるを以て重大なる過失を救済の條件となすへきや否やに關しては一應攻究するの價値あり。顧ふに過失の重大なるものは故意と殆んど區別し難き場合尠なからざるか故に既に故意に出でたる傷害を以て被保険者の責任に歸せしむる以上は重大なる過失に基きて生じたる傷害も亦被保険者の責任に歸せしむるを以て至當なりと信す。是れ余輩か救済の條件として傷害か被保険者の故意又は重大なる過失の爲めに起りたるものにあらざること

を要すとなしたる所以なり。第二の條件につきて考ふるに被保険者か傷害の爲めに一定期間以上繼續して休業することを以て救済の條件となすや否やに就きても種々なる議論ありて或る學者は被保険者か傷害に罹るや一定の期間以上繼續して休業するを待つことなく其の事情の發生を以て救済の起點となし其の瞬間より救済を行ふ可へしと云ふものあれども此の説に據るときは救済の手續に煩雜を來すのみならず濫惠の弊を醸し莫大なる經費を要することとなり保險の基礎を薄弱らしむるの怖あり。然るに被保険者か傷害の爲めに一定期間以上繼續して休業することを以て救済の條件となすときは其の期間内に傷害の實狀其他必要なる事項を調査し濫惠を豫防すると共に救済の程度を定むる上に於て非常に利便多かる可し。又労働者側に於ても傷害に罹ると同時に痛切に救済の必要を感ずるものにあらざる可し。是れ余輩か休業か一定期間以上繼續することを第二の條件に加へたる所以なり。



疾病保険  
に於ける  
救済条件

次に疾病保険に於ける救済条件を見るに疾病に罹りたる労働者か成規の救済を受けんと欲せば左の二個の条件を具備せざる可からず。

(一) 疾病か被保険者の故意又は重大なる過失の爲めに起りたるものにあらざること。

(二) 被保険者か疾病の爲めに休業することか一定期間以上繼續すること。

是れなり。是等二個の条件を具備するときは被保険者は成規の救済を受くることを得るものとす。而して是等の条件に就きては傷害保険に述べたる所と同一なるを以て茲には省略す。

老廢保險の場合にありては此の問題は稍や錯雜せり。即ち老衰の場合にありては被保険者か成規の救済を受くる爲めには

(一) 一定期間以上成規の保険料を納付すること。

(二) 成規の年齢に達すること。

老廢保險  
に於ける  
救済条件

の二個の条件を具備することを要すとし此の条件を具備するときは被保険者は労働能力の有無奈何に係らず終身間成規の救済を受くることを得るものとす。例へば獨逸に於ける老衰保險に於て千二百週間以上規定の保険料を納付するときは其のものが年齢満七十歳に達したるときより終身間規定の年金を給與すと云ふか如し。

之れに反して廢疾の場合にありては被保険者か成規の救済を受くる爲めには

(一) 一定の期間以上成規の保険料を納付すること。

(二) 廢疾の爲めに賃銀の幾割以上を贏得する能はざるに至りたること。

(三) 廢疾の爲めに一定の期間以上繼續して労働不能となりたること。の三個の条件を具備することを要すとし此の条件を具備するときは被保険者か豫定の制限年齢に達せざる時にありても廢疾となるや否や此

の事情の發生を以て救済の起點として其の時より労働不能なる事故の繼續中成規の救済を爲すものとす。例へば獨逸に於ける癱疾保險に於て二百週間以上規定の保險料を拂込みたるものか癱疾の爲めに二十六週間以上繼續して労働不能となり日給の三分の一以上を贏得する能はざるに至りたるときは其の労働不能なる事故の繼續中規定の年金を給與すと云ふか如き此の例なり。

失職保險に於ける救済の條件

最後に失職保險に於ける救済條件を見るに失職労働者か成規の救済を受けんと欲せば左の二個の條件を具備することを要す。

(一) 失職か被保險者の故意怠慢若しくは過失に基きて起りたるものにあらざること。

(二) 失職の事情か一定期間以上繼續すること。

是れなり。是等の條件を具備するときは被保險者は成規の救済を受くことを得るものとす。

救済の方法

救済方法の種類

次に論究せざる可からざる問題は救済の方法換言すれば保險金給與の形式として奈何なる方法を採用するを以て可とするやにあり。今此の問題を論ずるに先き立ちて救済の方法に奈何なる種類ありやを知らざる可からず。救済方法に二種あり。即ち

(一) 一時金制

(二) 年金制(定期金制)

是れなり。一時金制(Pauschal-system, Lump-sum System)とは保險金を保險金受取人に一時限り支給する方法を云ひ年金制又は定期金制(Rentensystem, Pension System)とは保險金を定期に保險金受取人に支給する方法を云ふ。而して右二種の方法中其の孰れを採用するを以て可とす可きやと云ふに此の問題も亦保險の種類によりて一樣ならざるを以て一概に之れを論斷することを得ず。今左に其の適否優劣のある所を論究せむ。

一時的勞働不能の傷害及び疾病にありては其の勞働不能の事實が一部不能たると全部不能たるとを問はず疑もなく一時金制を採用することの至當なるは夙に社會改良家の定論なり。之れに反して勞働不能の狀態が永久に繼續する場合例へは永久的勞働不能の傷害疾病老衰及び癱疾等の如き場合にありては此の問題は稍や複雑を極む。若しも勞働不能となりたる勞働者にして其の家族の補助に依りて營利事業を起す場合においては一時金制は勞働者に必要なる資金を供給することを得るを以て斯かる場合にありては一時金制を採用するを以て利益なりとす。然れども唯た茲に憂ふ可きは勞働者が不慣の事業を企つるも其の事業に就き充分なる經驗智識なき爲めに事業上に差跌を來し爲めに折角得たる資金を全く水泡に歸せしむること無しとも限らざる可く又勞働者には貯蓄の念慮薄きものなるか故に一時に鉅額の金錢が掌中に入らば前後の思慮分別もなく多くは忽ちの間に之れを浪費散逸し或は徒

手坐食し或は一時の驕奢に長し其の用をなすものは蓋し尠なかる可し。果して然らば其の結果は奈何。勞働者及び其の家族は依るに所なくして遂には路傍に彷徨する所の貧民となり終るべきは明かなる事實なり。斯くの如くならば勞働保險の目的は何によりてか達することを得んや。然るに今此の場合に年金制を探りたらんには奈何。年金制にありては勞働者及び其の家族に對して現下の必要に應ずる一定の収入を斷えず供給し保證し且將來に於ける保證も亦確實なるか故に斯かる場合に處するには年金制は一時金制に比して勞働保險の本來の目的を達する上に於て遙かに優れるものとす。要之するに一時金制と年金制との利害優劣は保險の種類其の國民の教育智識の程度等を斟酌して定めざる可からず。

最後に起る問題は救濟の程度は奈何なる程度に置く可きやと云ふにあり。

此の問題は任意保険の場合には問題とならされとも強制保険にありては一應研究し置くの必要あり。從來此の問題につきても諸種なる説ありしも余輩の最も正當なりとして首肯し得可きものは救済金額は被保険者及び其の家族若しくは遺族の不時の必要に應し得るだけの程度に置くべく素りに多額の金錢を支給す可からすと云ふにあり。今此の原則に基きて各保険に於ける救済の程度を考ふるに左の如し。

傷害保険にありては救済の程度は傷害の程度に従つて異にすへきは言ふを俟たず。而して傷害の程度は奈何なる標準を以て定む可きやといふに之れに對して三個の説あり。即ち

- (一) 傷害の程度は被保険者の蒙むりたる傷害の性質を標準として定む可しとの説。
- (二) 傷害の程度は被保険者の労働不能となり居る期間の長短を標準として定む可しとの説。

(三) 傷害の程度は被保険者の蒙むりたる傷害の性質及び労働不能となり居る期間の長短とを標準として定む可しとの説。

即ち是れなり。右三説中第一の説に據るときは傷害の程度は被保険者の蒙りたる傷害の性質換言すれば其の蒙むりたる傷害が重傷たるか輕傷たるかによりて定めらるるものなり。然れども傷害の程度を單に其の性質に依りてのみ定むるときは救済金給與の場合に當りて非常なる不公平平等を來すを免れず。奈何となれば同じく重傷の場合にも輕傷の場合にも一時の場合と永久の場合とあり。而るに此の説に従へば傷害が重傷たるか輕傷たるか其の何れかにあるときは一時的たると永久たるとに論なく一定の救済金を給與することゝなるか故に其の傷害にして一時的に止まらんか被保険者は多額の救済金を得ることとなり完全なる救済を受け得るも其の傷害にして永久に亘らんか其の救済は到底完全なる能はず遂には生計に困難を來し路傍に迷はざるを得ざるに至

るへし。果して然らば労働保険の目的は何によりてか達することを得んや。是れ此の説の缺點にして従つて余輩の首肯し得ざるものなり。

第二説に據るときは傷害の程度は被保険者の労働不能となり居る期間の長短を標準として定むるものにして其の蒙むりたる傷害の性質は敢て問はさるか故に其の傷害か一時的たるか永久的たるか其の何れかにあるときは傷害の性質の奈何に論なく一定の救済金を給與することゝなるなり。従つて其の傷害にして輕傷に止まらんか被保険者は完全なる救済を受け得るも其の重傷なるものにおいて完全なる救済を受くること能はずして遂には生計に困難を來し路傍に彷徨せざる可からざるに至るへし。是れ第二説の缺點とする所にして従つて余輩は此の説にも首肯するを得ざるものなり。

第三説に據るときは傷害の程度は被保険者の蒙むりたる傷害の性質及び労働不能となり居る期間の長短を標準として定めんとするにあ

り。此の説は以上述べたる各種の缺點を除去し得可きか故に傷害の程度を定むる方法としては最良の方法と云はさる可からず。現今此の方法は一般に各國に採用せられつゝあるを見る。而して今此の方法に従へば傷害は通常左の五級に區別せらるゝものゝ如し。即ち

- (一) 死亡
- (二) 永久的全部労働不能
- (三) 永久の一部労働不能
- (四) 一時的全部労働不能
- (五) 一時的の一部労働不能

是れなり。而して是等の場合に於ては一般に無料にて醫師をして診察治療せしめ且つ必要なる藥劑及び其の他の醫療品を無代にて支給し加ふるに第一級に屬するものにおいて其の救済を埋葬料と遺族扶助料との二種に分ち遺族扶助料は更らに之れを寡婦孤兒及び尊屬親の三種

疾病保險  
に於ける  
救済の程  
度

に區別してそれ／＼救済の程度を異にすべく第二級及至第五級に屬するものにありても亦其の等級に應じてそれ／＼救済の程度を異にすへきなり。而して是等各種の場合に於ける救済額は法律を以て労働者か從來贏得せる賃銀額を程度として計算の標準となすを宜とす。

疾病保險にありては救済の程度は大略左の如く定むるを宜とす。

- (一) 疾病に罹りたるときは一定期間を限りて無料にて醫師の診察治療を受けしめ且つ必要なる藥劑及び其の他の醫療品を支給し尙ほ本人の望あるときは無料にて病院に入院せしむること。
- (二) 疾病の爲めに業務を執ること能はざるときは一定期間を限りて常收賃銀額以下の疾病救済金を支給すること。
- (三) 産婦は一定期間内は之れを病人として取扱ひ第一第二の場合と同一の救済をなすこと。
- (四) 罹病の結果死亡したるときは死亡者の賃銀額に應じて相當の埋

老衰保險  
に於ける  
救済の程  
度

等其の主なるものなり。  
老衰保險にありては救済の程度は老衰の場合と廢疾の場合とによりて異にすへきは言ふを俟たざる所なり。而して老衰の場合にありては各賃銀等級を標準として給與す可き救済金にそれ／＼の等差を設けて救済本額(Grundbetrag)なるものを作製し其の救済本額を以て救済金額となし此の額を以て老衰の場合に給與す可き救済の程度となすへし。而して廢疾の場合にありては同じく老衰の場合に於けると同一の方法によりて作製したる救済本額に保險料を納付せし期間即ち所謂掛金週(Bitragswoche)の數及び掛金額の多寡に應じて一定の率に従つて之れを算出したる割増金(Steigerungsbetrag)を加算したるものを以て救済金額となし此の額を以て廢疾の場合に給與す可き救済の程度となすを適當とす。而して茲に一の注意せざる可からざることば救済本額の算出に就

きては老衰の場合と廢疾の場合とに依りてそれ／＼異なりたる算出法を以てせざる可からざるにあり。尙ほ斯くの如くにして算出せられたる救済金額に一定の國庫補助金を附加して被保險者に給與するは適當の處置たるへし。

失職保險  
に於ける  
救済の程  
度

失職保險にありては救済の程度は被保險者か失職以前に贏得せし賃銀額以内に置くと同時に一定の制限を設けて豫め救済期間の最長限度を定め置き其の期間を超過するときは奈何なる事情あるも一切の救済を停止することを要す。然らざれば彼等は遊惰安逸を貪りて却つて職業を見出すことに腐心せざる可ければなり。

要之するに勞働保險の目的は勞働者か不慮の災厄に罹りて勞働能力又は勞働機會を減少若しくは喪失したる場合に彼等及び其の遺族に經濟上の損害を輕減填補するにあるか故に救済の程度も亦之れを標準として定む可きものにして被保險者か不時の必要に應し得るを以て其の

限度とせざる可からず。若しも救済の程度にして此の限度を超過して多額の金錢を給與することあらんには彼等は之れを視て屢々危險に遭遇せんことを希ふに至る可く延いては遊惰怠慢の徒を生し社會上に弊害を醸成するの恐あるを以て可成的從來の所得額を超過せざる様になすを要す。否な寧ろ之れを從來の所得額以内に止め置くこそ肝要なり。

#### 参考書

本章に關する参考書は卷頭掲載書籍の外に左の數種あり。

1. Böttker, T.: Vereinfachung der Arbeiterversicherung.  
(in "Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich" vol. XXX, 1. Heft, Jan. 1906)
2. Magden, Otto: Zur Reform der Arbeiterversicherung.  
(in "Zeitschrift für socialwissenschaft." IX Jahrgang, 3 Heft, Mar. 1906;  
4 Heft, Apr. 1906)

3. Moritz, W : Zur Vereinheitlichung der deutschen Arbeiterversicherung.  
(in "Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik," III folge, 31 Band,  
4 Heft., Apr. 1906)
4. Fernam, H.W : German Workmen's Insurance.  
(in "Yale Review," vol. 13, Feb. 1905, pp. 435-38.)
5. Same: The Psychology of German Workman's insurance.  
(in "Yale Review," vol. 13, May. 1904, pp. 98-113)
6. Henderson, C.R : Workmen's insurance.  
(in "World to-day," vol. 10. Feb. 1906, pp. 145-48.)
7. Hoffman, F.L : Industrial insurance.  
(in "American Academy of Political and Social Science," vol. 26, Sept.  
1905, pp. 283-99).
8. Pinkus, N : Workman's insurance in Germany.

- (in "Yale Review," vol.12, Feb. 1904, pp. 372-88 ; vol. 13, May 1904,  
pp. 72-97 ; Nov. 1904, pp. 296-325 ; Feb. 1905, pp. 418-134.
9. Rubinow, I. M : Compulsory State Insurance.  
(in "Annual of American Academy of Political and Social Science," vol.  
XXIV, Sept. 1904, pp. 331-342)
10. Vanderlip, F.A : Insurance for Workmen.  
(in "North American Review," vol. 181, Dec, 1905, pp. 921-932)
11. Wilkinson, J.F : Working class insurance.  
(in "Economic Review," vol. 1, July 1891, pp. 384-93)



### 第三章 傷害保險論

#### 第一節 總論

傷害保險  
の性質

傷害保險(Unterfallversicherung, Assurance contre l'accidents, Insurance against Accidents)とは業務上の傷害に對する保險にして業務に關聯する外部の事情に基きて發生し直接に労働者の身體生命に危害を加へたる時に際して其の經濟的損害を輕減填補するを以て目的となすものなることは先きに述べたる所によりて明かなり。而して業務上の傷害なるものは固く労働と密接の關係を有する外部の事情に基きて發生するものにして彼の疾病老廢の如き労働者の内部の事情に基きて發生するもの若しくは失職の如き労働と何等の關係を有せざるものは稍や其の趣を異にす。勿論疾病老廢にありても労働の種類に依りては時に多少労働と關係を有する場合なきにあらず。例へば有毒物を取扱ふ所の工業繒纒紙屑を

取扱ふ所の工業にありては労働者は一般の人民に比して比較的疾病に罹り易く又老廢となるの期を早むるか如き其の一例なり。されども是等の影響たるや其の來ること徐々にして知らず識らすの間に冒かざるものなるを常とするか故に其の事情を明かに區別することは決して容易の業にあらざる可し。従つて疾病老廢は多くの場合に於ては直接に労働と關係なく唯々人生の免る可からざる自然的狀態として發生するものと見るを常とす。斯くの如く業務上の傷害なるものは疾病老廢又は失職の如き事情と其の性質を異にするものなるか故に従つて其れを基礎として企畫せられたる所の傷害保險も亦彼の疾病保險老廢保險並ひに失職保險と其の發達の経路を自から異にするは蓋し當然の事なりと云ふ可し。今左に傷害保險發達の來歴につきて少しく叙述する所あらんとす。

傷害保險  
の發達原

抑も業務上の傷害に關する責任を工業主に歸し而かも保險制に依り

て労働者を救済するに至りしは歐洲に於て最近三十年間に起りたる社會政策上の新事實なりとす。而して業務上の傷害に對する労働保險の必要を喚起するに至らしめたるは(第一)大仕掛の生産組織の發達に加ふるに構造の複雑にして高壓蒸氣力を使用する所の機械の應用の結果業務上の傷害發生の頻繁及び増加せしこと並ひに(第二)業務上の傷害に基きて生ずる所の損害は労働者自から之れを負擔すへしとの從來の舊思想か社會の進歩發達と共に變化し來りたるとの二大原因にあるものゝ如し。是れより以前業務上の傷害に關する性質未だ普ねく立法者の間に明かならざりし時代にありては業務上の傷害に關する救済は唯た民法の規定によりて極めて狹隘なる範圍内に於て行はれ居りしに過ぎざりき。而して此の範圍たるや各國の民法の規定によりて多少其の趣を異にする所あるは言ふを俟たざる所なるも其の差違たるや大同小異なるを以て之れを概言すれば工業主若しくは其の代理者監督者の故意又

業務上の  
傷害に  
民の  
規定

は過失に基きて生したる業務上の傷害に就きては労働者は損害賠償の請求をなすことを得るものとすし其の場合に在りては其の原因の何たるを問はず其の結果の輕重に係はらず一切工業主の責任を認めざるものなりき。而るに業務上の傷害の原因及び其の發生の割合を見るに

傷害の原因

全數に對する百分比例

- (一) 工業主若しくは其の代理者監督者の過怠に基因せるもの 一九、七六
- (二) 第三者たる労働者の過怠に基因せるもの 三二、二八
- (三) 労働者自身の過怠に基因せるもの 二五、六四
- (四) 工業主及び労働者雙方の責に歸す可きもの 四、四五
- (五) 過怠の有無判然せざるもの 三、四七
- (六) 避く可からざる危険に基けるもの 四三、四〇

Report of Industrial Commission, vol. VII, p. 816.

右列記せる各種の場合につき單に民法の規定に依らんか労働者が工業主に對して損害賠償を請求し得べき場合は唯だ第一の場合にのみ限られ其の他の場合にありては労働者自から其の全責任を負はざる可からず。勿論第二の場合にありては被害者たる労働者は第三者たる労働者に對して損害賠償を請求するの権利を有すること明かなるも此の場合に於ては人情の常として同一の工場に在りて與に執業せる労働者に對して其の過失の爲めに損害を蒙むりたるを理由として損害賠償を請求し得るものにあらず。又縦令ひ忍んで之れを爲す者ありとするも労働者の資力は到底賠償の請求に應し得可からざるは昭々乎として明かなる事たり。従つて此の場合に於ける損害賠償の請求權は有名無實の空文と化し被害者たる労働者は救済を求むるに途なく必らずや自から其の責任を負擔せざる可からざることゝなる可し。

依是觀之れは労働者か業務上の傷害に對する損害賠償の請求を爲し

得る場合は各種の傷害中其の一小部分に過ぎずして大多數の場合に於ては労働者は自から其の責任を負はざる可からざることゝなり労働者救護の目的を充分に貫徹すること能はざるなり。而かも工業主若しくは其の代理者監督者の過怠に基きて生したる業務上の傷害に對しては労働者は先きに述べたる如く民法の規定によりて工業主に損害賠償の請求を爲し得可しと雖ども之れ唯だ名義上の事のみにして其の實際を見れば此の規定は有名無實の空文として葬り去らるゝこと決して尠とせず。蓋し工業主か労働者の蒙りたる業務上の傷害に對して責任を負ふ場合にありても其の立證の責任は原告たる労働者か負ふを常とするか故に假令ひ労働者か工業主に對して損害賠償の訴訟を提起するも其の立證の困難手續の煩雜にして而かも訴訟に隨伴し來る判決を得る迄に要する費用日子及び訴訟勝敗の不確實等の事情は彼等労働者の能く堪ゆる所にあらず。従つて彼等は止むを得ず其の權利を拋棄する

に至る可し。而かも是等の困難を排して勝訴し賠償金を得たりとするも之れか爲めに工業主の感情を害ひ忽ちにして解傭の厄に遭ひ失職の悲境に陥るの憂あるか故に一時僅少の賠償金を得んか爲めに永久の利益を害するを慮り忍んで其の権利を抛棄するに至る可きは人情の免る可からざる所なり。斯くの如き事情あるか故に業務上の傷害に對する民法の規定か社會政策の趣旨に適合せざるや明かなり。ザッヘル博士は民法の規定か業務上の傷害に對して労働者を救済するに不充分なる理由を述べて曰く。

「損害賠償を請求する労働者側に置かれたる立證の重き負擔は殆んど該規定の利益ある目的を阻碍するものなり。而して賠償の責任を傭主若しくは其の代理者監督者の故意又は過失に基きて生したる傷害の場合にのみ制限し労働者自己の過失に基きて傷害の生したる場合及び不可抗力又は仲間労働者によりて惹き起されたる傷

害に就きては何等の賠償を受くることを得ざるものなり。従つて公共の救恤又は私人の慈善に依頼するの止むを得ざるに至る可し。且つ傭主と労働者との間に訴訟事件が頻繁に起り其の數の増加は斷えず傭者對被傭者間の關係を殊の外不圓滿ならしむるに至るへし」と。

Brook, J.G.: Social Unrest p. 216.

茲に於てか歐洲の各文明國に於ては一千八百七十年代に至りて業務上の傷害の性質漸く立法者の間に明かなるに至り工業主若しくは其の代理者監督者の直接の過失に基きて發生せる業務上の傷害に對してのみ労働者が損害賠償を工業主に請求し得て其の場合には其の原因の何たるを問はず其の結果の輕重に係らず一切工業主の責任を認めざる法規は正當にあらずこの法律見解を生するに至りき。今其の論旨とする所を見るに労働者自身の過失に基きて生したる業務上の傷害にあ

傷害賠償  
法の發現  
果其の結

りては私法上の原則としては工業主は之れを救済するの責任なかる可しと雖とも而かも其の過失にして労働者の怠慢又は重大なる過失にして尙くも常識を具ふる者ならんには斯くの如き過失をなさざる可しと思量し得可きものは労働者自から其の責任を負担す可きは論を俟たざる所なるも其の傷害を蒙むりたるの事實か主として労働者か自己の力量を過信し又は激度なる職務に熱中したるに基因し特に労働者か危険に接近して遂に其の危険を輕視することに原因したる業務上の傷害に對しては工業的生産の性質に基くものなるを以て斯かる傷害に對しては獨り労働者をして其の全責任を負担せしむるは苛酷の處置たるを免れず。否な是等の經濟的損害を獨り労働者及び其の家族の負擔に委して顧みざるは決して其の當を得たるものにあらず。従つて此の場合には工業主をして相當の救済をなさしむるを以て至當と云はざる可からず。又天災地變等の如き不可抗力に基きて生じたる業務上の傷害にあ

りても工場の建築機械の設備を完全にせば之れを避くることを得るの途なきにあらず。従つて之れも亦工業主の責任に歸せしむるを以て至當とすと云ふにあり。

是等の理論は近時に至り各國に於て或は備主責任法(Employer's Liability Law)なる名稱の下に或は職工賠償法(Workman's Compensation Act)なる名稱の下に特別法となりて現はるゝに至れり。此の特別法によりて見るときは労働者は業務上の傷害に罹りたる場合には工業主に對して當然賠償の請求權を有するものとし労働者か故意に誘致したる傷害にあらざる以上は總ての傷害に對して其の責任を全部工業主に負擔せしむることゝなせり。是に於てか工業主の責任負擔の原則は極度に擴張せられたりと雖とも尙ほ之れを事實上の結果より見れば未だ以て其の効果の完からざるものあるを示せり。勿論學說上より論するときには労働者の法律上の地位は産業革命以前に比して余程高められたりと雖とも實

際に於ては依然として傷害の損害に困窮せざるを得ざるの状なり。此の時に當りて突如として天の一方に現出したる光明は當時既に發達せる保險制度の理論を應用して之れを以て労働者の救済を行はんとするの企畫にして即ち労働保險としての傷害保險の制度之れなり。此の保險制度は實に此の情勢に適應し得て法律問題より進化して労働保險なる一個の經濟問題に遷移せり。現今歐洲諸國何れの邦國に於ても傷害に對する労働保險を適用して社會問題解決の唯一の手段となさざるものなきに至れり。

然り近時歐洲諸國に於ては業務上の傷害に對して労働者を救済する方法として労働保險の一部たる傷害保險を採用せざるものなきに至りしかども其の取る所の手段方法に至りては各國其の軌を一にせず其の組織に就きても其の經營に就きても種々なる區別あり。乞ふ次に之れを列舉せむ。

熟ら歐洲諸國に於ける傷害保險の制度を按ずるに其の經營の主義に就きて之れを二種に大別することを得。即ち強制保險制と任意保險制是れなり。余輩は今左に此の二種の保險制の組織につきて説明せむ。

第一 強制的傷害保險の組織は分ちて二種となすことを得。

(一) 強制加入の主義を採用して強制設備の主義を採用せざるものにして此の制度は一千八百九十八年の發布にかゝる傷害保險法に據りて始めて伊太利に行はれ次いで一千九百〇一年發布の傷害保險法に據りて和蘭に行はれたり。

(二) 強制加入の主義を採用すると同時に強制設備の主義をも併せて採用せるものにして此の制度は一千八百八十四年獨逸に起りたるを嚆矢とし次いで一千八百八十七年奧太利に行はれ一千八百九十四年那威に行はれたり。

第二 任意的傷害保險の組織は分ちて二種となすことを得。

(一) 法律を以て業務上の傷害に罹りたる場合に労働者が工業主に對して要求す可き損害賠償の範圍及び程度を定め而して奈何なる方に依りて保險をなすかは全く工業主の意思に放任するものにして此の制度は英吉利(一千八百九十七年の法律及び丁抹(一千八百九十八年の法律)に於て行はるゝものなり。

(二) 法律を以て業務上の傷害に罹りたる場合に労働者が工業主に對して要求す可き損害賠償の範圍及び程度を定むると同時に國家は進んで官營保險として特に傷害保險の業を營み工業主をして成るべく之れに依らしむるの方針を立つるものにして此の制度は佛蘭西(一千八百六十八年の法律)白耳義(一千八百八十九年の法律)及び瑞典(一千九百〇一年の法律)に行はるゝものなり。

以下余輩は節を分ちて傷害保險に關する各國の制度につき聊か叙述する所ある可し。

## 第二節 獨逸に於ける傷害保險制度

傷害保險  
制度の沿革

獨逸に於ける傷害保險の制度は一千八百八十四年七月六日初めて有名なる傷害保險法として發布せられ其の翌年の十月より實施せられたる法律に基きて設立せられたり。是れより先き獨逸は他國に卒先して一千八百七十一年労働者の業務上の傷害に對して損害賠償法 (Haftpflichtgesetz v. 1871) を制定し從來の私法的規定の缺陷を補ひしと雖とも其の實際上の効果に至りては未だ豫期の如くならざりしかは爾來各種の方面より該問題の満足なる解決に腐心しつゝありし間に一千八百七十一年の發布にかゝる傭主の責任に關する法規に對しては輿論の反抗漸く露しくなり加ふるに爾來政治思想の變遷と社會民主黨の勃興とは終に一千八百八十四年政府をして斷然之れか改革を實行せしむるに至らしめたり。是れ即ち現行傷害保險法制定の動機なりとす。而して此の法

律は一千八百九十七年英吉利に於て發布せられたる職工賠償法 (Workman's Compensation Act) の如く一切の傷害に對する賠償の責任を僱主に歸せしむるの點に於ては兩者相類似せりと雖とも而かも其の責任は或る特種の方法によりて負擔せらる可きことを規定せる點に於ては二者相異なれり。

一千八百八十四年に發布せられたる法律に従へば製造業及び機械工業に従事する所の被僱者にして年額二千マルク以内の所得を有する者は傷害保険に加入す可きことを強制せられたり。而して此の範圍は一千八百八十五年五月二十八日の法律によりて郵便電信鐵道及び陸海軍の經理部に在職する所の被僱者並ひに國內の水陸運輸業に従事する所の被僱者にまで擴張せられたり。一千八百八十六年三月十五日の法律は更らに其範圍を擴大して文武官並ひに兵卒にまで及ぼし又同年五月五日の法律は一千八百八十四年の基本的法律の條項を改正して獨り工

傷害保險  
適用の範圍

業のみならず農業森林業に従事する所のものにも之れを適用することゝなせり。斯くの如くして一千八百八十四年より一千八百八十六年に至るまでに擴張せられたる保險適用の範圍は一千八百八十七年に於て更らに其の範圍の擴張を見るに至れり。即ち一千八百八十七年七月十一日並ひに十三日の兩度に發布せられたる二個の法律はそれ其の範圍を擴張して土木建築業及び海上運輸業(漁獵業は除く)に従事する所のものにも之れを適用するに至れり。而して最後に是等の諸法律は一千九百年五月三十日の改正法によりて從來一箇年の所得金額二千「マルク」を最高制限額となしたるものを三千「マルク」にまで引き上げられたり。

斯くの如くして現今にありては獨逸の傷害保險の制度は十人以上の労働者を僱用する所の工場及び製造所常に規則正しく機械力を使用する所の工業特に危険なる工業例へば土木建築業、爆發藥、爆發物の製造業



の如き海陸運輸業、農業、森林業に従事する所の労働者にして年額三千「マルク」を超過せざる賃銀又は俸給を嬴得するものは一切保険に加入するの義務を有するものとなせり。而して又傷害保険法に規定せられたる産業に従事する所のものにして年額三千「マルク」を超過せざる所得を有する所の会社の役員、親方職工、技師に對しても亦保険加入を強制し得ることとせり。其他特別法によりて此の範圍は小規模の事業にありては二人以上の労働者を傭使せず又は年額三千「マルク」以内の所得ある所の小工業主家内工業に従事する所のもの及び年額三千「マルク」以上の所得を有する所の会社の役員にまで擴張し得ることを規定せり。

依是觀之れは獨逸に於ける傷害保険は今日にありては實際に於て海陸運輸業、工業、農業、森林業、商業等に従事する所の一切の労働者及び使用人に強制的に保険を附せしむると同時に尙ほ必要ある場合には殆んど他の總ての労働者年額三千「マルク」を越えざる所得を有する所の小工業

傷害保險  
の組織  
組合

主及び或る場合には其れ以上の所得あるものにも此の保険を適用し得ることとなり實に此の法律の行はる可き範圍は又廣大にして凡そ國民中多少の賃銀又は俸給を受くるもの、大部分は殆んど洩るゝことなしと云ふも決して失當の言にあらざるへし。

獨逸に於ける傷害保險の來歴及び保險適用の範圍に關しては前述せる所によりて知り得へしとして更に進んで其の組織の内容を見るに工業主をして同業の關係に基きて全帝國を通し若しくは各州を聯ねて保險組合 (Berufsgenossenschaft) を組織せしむ。但し農業及び森林業にありては地方的事情に差異あるよりして該組合も亦全く地方的區劃を基礎として之れを組織せしめ又官廳公衙に傭使する所のものにありても二者と其の事情を異にするものあるか爲めに之れに傭使せらるゝ所のものゝみを以て獨立の保險組合を組織せしむることとなり居れり。而して傷害保險法の規定に基きて保険に加入す可き義務ある産業を經營す

る所の工業主は企業開始の日より當然自己の職業と同一若しくは類似の職業團體によりて組織せられたる保険組合の組合員となるの義務あるものとす。

保険組合の機關は役員及び總會の二者より構成せらる。役員は總會に於て之れを選擧し組合を代表して一切の責任を負ひ通常無給の名譽職にして其の就任の拒絶に對しては民法の後見人拒絶の條項を準用す。而して總會は其の區域内にある組合員全部より成立す。然れども其の人員多數なるときは其の代表者を選擧するも妨げなし。而して此の總會の重なる任務は役員改選計算の調査及び承認並びに定款の變更とす。又時宜によりては其の組合區域を小分して支部(Station)を設置し其の事務を分掌せしむることあり。尙ほ此の總會に於ては労働者か蒙むる可き傷害の程度を考量して傷害等級及び之れか爲めに支出すべき救済金を定む。而して此の救済金は帝國保險局の認可を得て初めて効力

（二）聯邦  
保險局帝國

あるものとす。

斯くの如くにして組織せられたる傷害保険組合を監督する機關としては聯邦保險局(Bundesrat)及び帝國保險局(Reichsversicherungsamt)あり。聯邦保險局は各聯邦州に於て設置するものにして其の設置の有無は各聯邦州の自由にして必らず之れを設けざる可からざるものにあらず。故に現今聯邦保險局を有する聯邦州はバーバリア、ザラセン、ヴルテンベルヒ、バーデン、ヘッセン等にして聯邦州中の大國たる普魯西亞に於ても此の設置なく自國の保險事業に關する監督及び其の他の保險事務は一切擧げて之れを帝國保險局に委任せり。聯邦保險局は其の聯邦州に屬する保險事務を直接監督し及び地方調停裁判所に於て不調に終りたる爭議事件を再審するものなり。帝國保險局は本局を首府伯林に置き普魯西亞其の他自國に聯邦保險局を有せざる聯邦州の保險事務を直接監督し及び地方調停裁判所に於て不調に終りたる爭議事件を再審するものな

ること聯邦保險局と同一なり。事態斯くの如くなるを以て聯邦保險局と帝國保險局とは共に同一の階級にあるものにして従つて其の権限も亦同一なりとす。而して此の兩保險局の組織は略は同一なり。即ち聯邦保險局にありては其の委員は終身在職する者 (ständige) 及び一定期毎に改選せらるゝ者 (nicht ständige) とより成立す。而して前者は聯邦政府によりて任命せられ其の數は各聯邦州によりて同しからず。委員長は此の委員の中より選舉するものとす。又後者は傭主及び労働者より各四名の委員を選出す可きものなれども其の内の一名は必らず農業森林業に従事する者ならざる可からず。而して其の任期は各五箇年とす。帝國保險局にありては局長及び高級の終身在職者は聯邦議會の推薦によりて特に親任せられ其の他の官吏は總理大臣之れを任命す。又改選せらる可き委員は十八名にして六名は聯邦議會より六名は傭主より他の六名は労働者より選出す。而して其の任期は各五箇年とす。

(三) 調停  
裁判所

組合と組合員との爭議事件を調停裁判する爲めに地方調停裁判所 (Schlichtergerichten für Arbeitsversicherung) 及び最高裁判所の設けあり。此の地方調停裁判所は老癈保險組合区域内に於て少なくとも一個所を設置することを要す。而して其の位置及び數は各聯邦州政府の所定に任す。地方調停裁判所の主なる委員は裁判長及び陪席委員とより成る。裁判長は同裁判所所在地の地方官より任命し陪席委員は各二十名の傭主及び労働者より成立し其の内の幾名を傷害保險組合及び老癈保險組合に於て選出す可きやは地方官の定むる所に據る。此の委員は總て無給の名譽職にして其の任期は五箇年とす。而して聯邦保險局又は帝國保險局は之れが最高裁判所たり。今其の救済の手續に關して一言すれば一切の傷害は其の發生後二日以内に之れを其の地駐在の警察官に通知す可く然るときは警察官は傷害の性質及び程度を審査して之れを附屬保險組合の擔當委員若しくは其の代表者に報告し擔當委員若しくは其の

救済の手  
續

代表者に於て此の報告に接したるときは更らに事情を審査して之れか賠償を決定す。若し其の決定に對して不服あるときは之れを傷害發生地の地方調停裁判所に訴願することを得可し。而して此の地方調停裁判所の判決に對して尙ほ不服あるときは更らに之れを聯邦保險局又は帝國保險局に訴ふることを得るものなり。然れども此の聯邦保險局又は帝國保險局は最高裁判所たるか故に是等の保險局によりて下されたる判決に對しては不服を唱ふることを得るものにあらずして絶對的に服従す可きものなりとす。

一千九百〇四年の帝國保險局の調査に據れば最高機關として是一個の帝國保險局及び八個の聯邦保險局あり。調停裁判機關としては百二十三個の地方調停裁判所あり。傷害保險組合としては工業上の保險組合六十六、農業森林業上の保險組合四十八、官廳の保險組合四百八十一(内官立百九十九、公立二百八十二)及び雜種の保險組合十三あり。

救濟の範圍

Chapman, B: Wages and Employment. P. 417.

救濟の範圍は傷害の程度に依つて異なる可きは言ふを俟たざる所なり。而して傷害の程度は之れを大別して五種となす。即ち(一)一時的全部勞働不能(二)一時的一部勞働不能(三)永久的全部勞働不能(四)永久的一部勞働不能及び(五)死亡是れなり。今是等の場合に對する救濟の範圍を見るに左の如し。

(一) 被保險者か業務上の傷害に罹りたるときは罹災後の最初の十三週間は病者として疾病保險法の定むる所によりて一定の救濟を與へ其れより以後即ち第十四週目よりは傷害保險法の定むる所に從ひて一定の救濟を與ふるものとす。但し例外として特別の場合に限り其の全癒に至るまで疾病保險組合に於て一定の救濟を與ふることなきにあらず。而して此の傷害保險法によるときは無料にて醫師をして診察治療せしめ且つ必要な藥劑及び其の他の醫療品を無代にて支給

す。

(二) 罹災者か罹災の結果労働不能となりたるときは左の救済金を給與す。

(イ) 一時的全部労働不能の場合には賃銀日額の六割六分の定期金

(ロ) 一時的一部労働不能の場合には賃銀減額の六割六分の定期金

(ハ) 永久的全部労働不能の場合には賃銀年額の六割六分の終身年金

(ニ) 永久的一部労働不能の場合には賃銀減額の六割六分の終身年金  
労働者にして労働不能となりたるときは以上列記せる程度に於て定期金又は年金を支給せらるゝものなれども是等の定期金又は年金の支給を受くる代りに無料にて病院に入院することを得せしむ。而して此の場合には罹災者の家族は其の期間死亡の場合に於けると同額の一時金を支給せらるゝものとす。

(三) 罹災者か罹災の結果死亡したるときは左の救済金を給與す。

(イ) 埋葬料として死亡者の賃銀日額の二十倍の一時金但し此の金額は五十マルクを以て最低額とす

(ロ) 遺族扶助料として

(甲) 寡婦には終身又は再婚するに至るまで死亡者の賃銀年額の二割乃至六割の年金

(乙) 孤兒には年齢満十五歳に達するまで寡婦に支給すると同額の年金

(丙) 尊屬親にして専ら死亡者の扶養を受け居りし者には終身死亡者の賃銀年額の二割以内の年金

(丁) 孫にして専ら死亡者の扶養を受け居りしものには年齢満十五歳に達するまで尊屬親に支給すると同額の年金

労働者か罹災の爲めに労働不能となりたる時若しくは之れが爲めに死亡したるときは以上記述せる程度によりて労働者のみならず其の家

族遺族も救済せらるゝものなれども茲に是等の救済を受け得ざる場合あり。即ち

救済権喪失の場合

(一) 傷害か労働者の故意に依りて生じたるるとき例へは自殺したるか如き場合。

(二) 傷害か労働者の重大なる過失によりて生じたるるとき例へは喧嘩口論又は酩酊の結果負傷したるか如き場合。  
是れなり。

保険費用の負擔

傷害保険に於ける保険費用は全部工業主の負擔する所にして労働者は毫も之れを負擔することなし。然れども労働者は傷害に罹りたるときは最初の十三週間は疾病保険組合の費用を以て救済せらるゝものなるか故に労働者が疾病保険組合に拂込みたる三分の二の保険料の中其の幾部(約八分)は此の期間に於ける傷害保険の費用を労働者に負擔せしむることゝなるなり。而して工業主に負擔せしむ可き傷害保険費用の

負擔割合は奈何にして之れを決定す可きやと云ふに工業上の傷害保険の場合にありては保険費用は工業上の保険組合に於て各工業主の業務の實況(即ち主として其の工場に備せらるゝ所の労働者數及び支拂賃銀の總額)及び其の事業に於ける危険の程度とを參酌して毎年其の拂込額を定めて之れを工業主より徴收す。農業上の傷害保険の場合にありては保険費用は農業上の保険組合に於て各備主の負擔する地租及び其の地方の公共團體によりて決定せられたる公平なる賃銀即ち所謂地方法定賃銀の標準とを參酌して毎年其の拂込額を定めて之れを備主より徴收す。而して官廳に在勤せるものゝ傷害保険の場合にありては各官廳は其の豫算中に之れか資金を計上し管掌委員を設けて之れを處理せしむ。

成績

終りに臨んで獨逸に於ける傷害保険の現況に關し獨逸帝國保險局の調査により一千八百八十六年より一千八百九十九年に亘る十五年間の

成績を見るに左表の如し。

年次	組合種類	職業數	組合數	組合員數	收入	支出	基金
一八九六	A	四四一七三	六四	五七四六〇	六九四二・八	五三六・六	一七五・六
	B	四六四五五七	四八	一一八九七	一六三一・八	一六〇七・四	二八四・四
	合計	—	四〇一	六八二四元	—	五〇四・〇	—
一八九七	A	四四四二二〇	六五	一七〇五九〇	八六三四・六	七五〇・四	一九三〇・〇
	B	四六四二二〇	四八	一一八九七	一九三二・八	一八八二・三	二五三・三
	合計	—	四〇四	七二七六元	—	五七四・五	—
一八九八	A	四六四二二七	六五	一七〇五九〇	七三八七・〇	五九四九・二	一九〇二・七
	B	四六四二二七	四八	一一八九七	一九三二・八	一八八二・三	二五三・三
	合計	—	四〇四	七二七六元	—	五七四・五	—
一八九九	A	四六四二二七	六五	一七〇五九〇	九三〇九・八	七八〇五・九	二七三六・〇
	B	四六四二二七	四八	一一八九七	一九三二・八	一八八二・三	二五三・三
	合計	—	四〇四	七二七六元	—	五七四・五	—

〔注意〕組合種類中(A)は工業上の保険組合(B)は農業森林業上の保険組合(C)は官廳公衛の經營に成る  
 保險組合を指示するものなり

Conrad: Handwörterbuch der Statswissenschaften. VII. Band, II Aufl. s 299-304.

### 第三節 奧太利に於ける傷害保險制度

労働者の傷害に對する救済方法として強制的傷害保險の制度を設け  
 獨逸に亞いて其の成効の著しきものを奧太利となす。此の種の労働保  
 險制度に關する運動は奧太利に於ても亦徐々として發達せるものにし  
 て其の初めて強制的傷害保險法として發表せられたるは一千八百八十  
 七年十二月二十八日なりき。是れより以前にありては奧太利に於ては  
 該問題に關しては特別の規定の存することなく恰かも彼の英米二國に

傷害保險  
 制度の沿  
 革

於けるか如く僅かに僱主の責任に關する法規に據りて業務上の傷害に基きて生したる損害の賠償を請求し得たるに過ぎざりき。而かも鐵道被僱者を除くの外は一般に勞働者は僱主若しくは其の代理者監督者の直接の過失に基きて損害を蒙むりたる場合の外は僱主に對して何等法律上の賠償の請求權を有せざりき。埃太利に於ても亦他の歐洲諸國に於けると均しく斯かる不完全なる制度を改革す可き必要に迫らるゝに至りぬ。此の時に當りて一部の學者間には僱主の責任を擴張す可しとの議論ありしも一般の傾向は僱主の責任を擴張して所謂傷害賠償法なるものを制定するよりは寧ろ保險の原理を應用して勞働保險の制度を設く可しとの説は輿論となりて發表せらるゝに至れると同時に當時既に獨逸に於て行はれつゝありし所の強制的傷害保險の制度の實驗上の効果は著しく全埃太利の人心を刺戟したり。斯くて從來の僱主の責任に關する私法的規定を擴張する代りに新たに強制的傷害保險の制度を

傷害保險  
適用の範圍

可きことを定め終に一千八百八十七年の法律を以て獨逸の制度に多少の變更を加へて茲に埃太利傷害保險法の制定を見るに至れり。

一千八百八十七年の法律に依りて發布せられたる傷害保險法に従へば工場及び製造所、鑛山採掘業（一般鑛業法の規定によりて既に保險を附し居る鑛夫を除く）、石坑業、土木建築業、爆發藥、爆發物製造業、機械動力を使用する所の農業、森林業及び其の他の特種産業に従事する所の勞働者にして賃銀年額一千二百グルデン以内の所得を有する者に對しては強制的に保險に加入せしむることゝなせり。然れども此の保險適用の範圍は一千八百九十四年七月二十日の法律によりて更らに著しく擴張せられて海陸運輸業に従事する所の勞働者、劇場使用人及び消防夫に至るまで之れが適用を受くることゝなれり。

埃太利に於ける傷害保險法は固く其の根本に於ては獨逸の傷害保險法を母法として制定せられたるものなるか故に其の組織結構に於ては

傷害保險  
の組織



大同小異にして大體に於ては茲に特筆す可き點あることなし。故に今一々茲に述ふるは寧ろ冗長に失するの嫌あるを以て余輩は茲には單に獨塊二國に於ける該制度の異なる主要なる點のみを摘記するに止めんとす。塊太利に於ける調停裁判所の組織は多少獨逸の制度と其の趣を異にする所あり。即ち塊太利の制度に據れば強制保險の執行に關しては八個の地方調停裁判所を設け各裁判所毎に業務管掌委員を置きて其の事務を司らしむ。而して是等の業務管掌委員は其の三分の一は内務大臣の任命する所にかゝり他の三分の一は工業主側より選出し更らに殘餘の三分の一は勞働者側より選出せしむるにあり。

塊太利に於ける傷害保險に於て行ふ救濟の範圍は傷害の程度によりて異にすへきは言ふを俟たざる所なるか傷害の程度を大別して勞働不能と死亡との二種となし而して前者は更らに之れを一時の場合と永久の場合とに區別し又二者共に全部の不能と一部の不能とに分割して救

救濟の範圍

濟の範圍を異にせしめたり。今是等の場合に對する救濟の方法及び程度を見るに左の如し。

(一) 被保險者か業務上の傷害に罹りたるときは罹災後の最初の四週間は病者として疾病保險法の定むる所に基きて一定の救濟を與へ其の以後換言すれば第五週目よりは傷害保險法の定むる所に從つて一定の救濟を與ふるものとせり。而して此の傷害保險法によるときは無料にて醫師をして診察治療せしめ且つ必要なる藥劑及び其の他の醫療品を無代にて支給す。

(二) 罹災者か罹災の結果勞働不能となりたるときは左の救濟金を給與す。

- (イ) 一時的全部勞働不能の場合には賃銀日額の六割の定期金
- (ロ) 一時的一部勞働不能の場合には賃銀減額の六割の定期金
- (ハ) 永久的全部勞働不能の場合には賃銀年額の六割の終身年金

- (三) 永久の一部労働不能の場合には賃銀減額の六割の終身年金
- (三) 罹災者が罹災の結果死亡したるときは左記の救済金を支給す。
  - (イ) 埋葬料として二十五フクローリン以下の一時金
  - (ロ) 遺族扶助料として
    - (甲) 寡婦には終身又は再婚するに至るまで死亡者の賃銀年額の二割の年金若しくは寡婦の請求あるときは年金の代りに年金の三倍に相當する一時金
    - (乙) 嫡出子には年齢満十五歳に達するまで死亡者の賃銀年額の一割五分の年金(但し母も亦存せざるときは賃銀年額の二割の年金)
    - (丙) 尊屬親にして専ら死亡者の扶養を受け居りし者には死亡者の賃銀年額の二割の終身年金
    - (丁) 非嫡出子(庶子及び私生子)には年齢満十五歳に達するまで死亡者の賃銀年額の一割の年金

保険費用の負擔

埃太利に於ける傷害保険の費用は工業主か其の九割十分の九及び労働者か其の一割十分の一の割合を以て各分擔するものとす。而して此の負擔額の割合を決定す可き標準は事業の種類及び工場設備の完否に從つて危険の程度に等差を設け以て各種の事業を通して保險費用の負擔を公平ならしめんとするの主意に基きて危険の發生率を假りに一乃至百とし之れを十二級に分ち(例へば第一級は危険の發生率六十五乃至八十にして第十二級は八十一乃至百となすの類之れなり)更らに之れに過去に於ける傷害發生の程度を標準として一切の事業を十二類に大別し以て之れに配合せしめ同類中に屬す可き事業と雖とも傷害發生の烈度に應じて保險費用の釐出額に差異あらしむ。

成績

終りに臨んで一千八百九十年より一千八百九十六年に至る七箇年間に於ける埃太利傷害保険の總成績を見るに左表の如し。

年次	職業數	被保險者數	罹災者數	救濟金受領者數		
				死亡	勞働不能	一時不能
一八九〇	一三一,三二六	一,二三一,八一八	一六,〇四一	五四八	一〇〇	一,四九三
一八九一	一四五,三〇九	一,三六九,七六三	二一,三一六	五六五	一〇五	二,〇四六
一八九二	一五〇,二二三	一,三八〇,八八一	二六,二九八	五七四	一二〇	二,四一〇
一八九三	一六〇,三五七	一,四六六,二七一	三二,九一七	六四九	一一五	三,二二九
一八九四	一九二,〇二六	一,五九八,四〇四	四〇,二五九	六七〇	一一六	三,五八五
一八九五	二一五,七七三	一,八七七,一九四	五四,五六二	八三五	二〇三	四,七二一
一八九六	二二四,三〇七	一,九七四,六四四	六四,六五五	九二九	二〇〇	五,一九九

年次	收		入		支		出		資産
	保險料	雜收	合計	救濟金	保險料拂戻	經營費	合計		
一八九〇	三七八五,三	六九五,五	三,八五四,八	二七,七	二〇五,六	三六七,二	三,二九〇,三	五,六四五	
一八九一	三八二四,二	四四七,九	四,二七二,一	三一九五,八	五八六,二	四三三,八	四,二一五,八	五六,三	
一八九二	四二七〇,一	五九六,八	四,八六六,九	三五四五,二	八八七,六	五〇六,五	四,九三九,三	七二,三	

一八九三	四五五九,八	七〇二,〇	五,二六一,八	三九五六,三	一二四八,三	五八七,七	五,八一三,三	五五〇,六
一八九四	四七九〇,五	九二八,三	五,七一八,八	四三三二,八	一六九一,二	六七八,九	六,六九八,六	九七九,八
一八九五	六九〇一,二	六六〇,六	七,五六一,八	八五四一,六	二二五九,三	七五三,三	八,四二九,二	八六七,五
一八九六	七五五七,三	九二二,三	八,四八〇,九	七七八五,八	三二五三,四	八一三,七	一一,八四二,九	三三六,二

Zacher: Die Arbeiterversicherung in Auslande Heft VII "Die Arbeiterversicherung in Oesterreich," 1899, s. 26-28.

#### 第四節 伊太利に於ける傷害保險制度

伊太利に於ける傷害保險の制度は強制主義を採れる點に於ては前記獨逸二國に於ける制度と同一なれども其の方法に至りては稍や其の趣を異にするものあり。即ち獨逸二國にありては強制加入の主義及び強制設備の主義とを併用すれども伊太利に於ては強制加入の主義を採用するのみにして強制設備の主義を採用することなし。是れ兩者の制度

の大きい異なる所たり。

伊太利に於て初めて強制的傷害保險の制度の實施せられたるは一千八百九十八年三月にして其れより以前にありては國家の保護獎勵の下に任意保險の制度を實行し居りしに過ぎざりき。今伊太利に於ける傷害保險の制度が任意主義より強制主義に移れる次第を按ずるに前世紀の末葉に當りて獨逸が強制的傷害保險の制度の實行に着手するや當時伊太利に於ても亦之れに類似の計畫ありしと雖とも國民の多數は斯かる制度の實行を喜ばずして寧ろ從來の貯蓄銀行又は共濟組合の如き労働者階級と密接なる關係を有する所の機關を利用して新たに傷害保險銀行の制度を設け以て罹災者救済の目的を達せしむ可しとの議論漸く勝を制し終に一千八百八十三年七月八日の法律はかゝる目的を達し得可き國立銀行の設立を認め茲に政府及び從來の銀行同盟の契約に基きて國立傷害保險銀行(Cassa Nazionale di Assicurazione per gli infortuni degli operai

mi lavoro)の設立を見るに至れり。而して此の國立傷害保險銀行の資本金は百五十萬フランにして其の内六十二萬五千フランは該制度の主唱者たりしミラン貯蓄銀行之れを負擔し殘餘は各同盟銀行に於て之れを分擔せり。事業の管理經營等は各同盟銀行の代表者及びミラン貯蓄銀行の選出にかゝる業務執行委員の協議によりて之れを定め一切の經費は各自の出資額に比例して之れを負擔することとせり。而して政府は國立傷害保險銀行に對しては常に租税を免除せるのみならず郵便物の無料配達郵便局内に支店出張所の設置の自由を認めたること等は特に注目に値す可き事項に屬す。

斯くの如き組織の下に設立せられたる國立傷害保險銀行に於て行ふ所の罹災補償規定の一斑を示せば左の如し。

(一) 罹災の結果死亡若しくは不具廢疾となりて永久に労働に従事すること能はざる場合即ち永久的全部労働不能の場合には最高額一萬フ